

第2期真鶴町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

真鶴町

あいさつ

近年、我が国では人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。しかし、本町では古くからみんなで子ども達の面倒を見ることが長年行われ、「地域のつながり」が実践できている町であると自負しております。



平成15年7月の次世代育成支援対策推進法の公布を受け、「真鶴町次世代育成支援行動計画」を策定し、「安らぎとふれあいのなかで健やかに子どもが育つ環境を」を基本理念に小児医療費の助成の中学生までの拡大や子育てサロンの開設をはじめ、さまざまな施策に取り組んでまいりました。令和元年10月から実施された、幼児教育・保育の無償化では国の制度を拡大させ、所得にかかわらず全てのお子さんの保育料を無償化としました。

行動計画を進めていく中で、増加する児童虐待への対応、特別な支援を要する児童とその家族への対応、景気動向・雇用環境の変化に伴う保育の問題や仕事と子育ての両立支援等といった新たな問題も発生してまいりました。

平成24年8月には子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的に「子ども・子育て支援法」などのいわゆる「子ども・子育て関連3法」が公布され、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられる地域社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

このような社会情勢や国の動向を踏まえ、真鶴町では、子ども・子育て支援新制度のもとで、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とした「真鶴町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、真鶴町子ども・子育て会議において、点検及び評価を行ってまいりました。この度、令和元年度をもって計画期間が満了することから、国、県の政策動向や社会情勢・本町の現状を踏まえ、「第2期真鶴町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

最後に、ニーズ調査にご協力いただいた町民の皆様や、本計画の策定にご尽力いただきました真鶴町子ども・子育て会議の委員の方々をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

真鶴町長 宇賀 一章

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1節	計画の目的・背景.....	1
2節	計画の法的根拠と位置づけ.....	1
3節	計画の期間.....	2
4節	計画の対象・策定体制.....	2
第2章	本町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1節	真鶴町の概況.....	3
2節	保育園、幼稚園等の状況.....	11
3節	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要.....	19
第3章	施策の体系と展開	25
1節	計画の基本理念.....	25
2節	基本目標.....	26
3節	施策の体系.....	28
4節	具体的施策・事業の展開.....	30
第4章	数値目標及び確保方策について	57
1節	教育・保育の提供区域の設定.....	57
2節	教育・保育事業の数値目標と確保方策.....	57
3節	地域子ども・子育て支援事業の数値目標と確保方策.....	59
4節	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	65
5節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	65
6節	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	65
第5章	計画の推進について	66
1節	計画の推進体制.....	66
2節	計画の進行管理.....	66
資料編	67
1節	真鶴町子ども・子育て会議設置要綱.....	67
2節	委員名簿.....	69
3節	策定経過.....	70

第1章 計画の基本的な考え方

1節 計画の目的・背景

わが国では、非婚化・晩婚化・晩産化や出生率の低下により、少子化が進行しています。核家族化などの家族の在り方の変化や地域のつながりの希薄化により、子育てへの不安や孤立感を抱いている家庭は少なくありません。

共働き家庭の増加などの就労環境が変化する一方で、子育てと仕事が両立できる環境の整備は重要な課題となっています。また、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校など、子どもたちのすこやかな成長にとっての大きな問題に対応する施策の充実が求められています。

このような中、国では、子ども・子育て関連3法が平成24年に制定され、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実など、地域全体で子育てを支援する仕組みを構築することをめざしてきました。

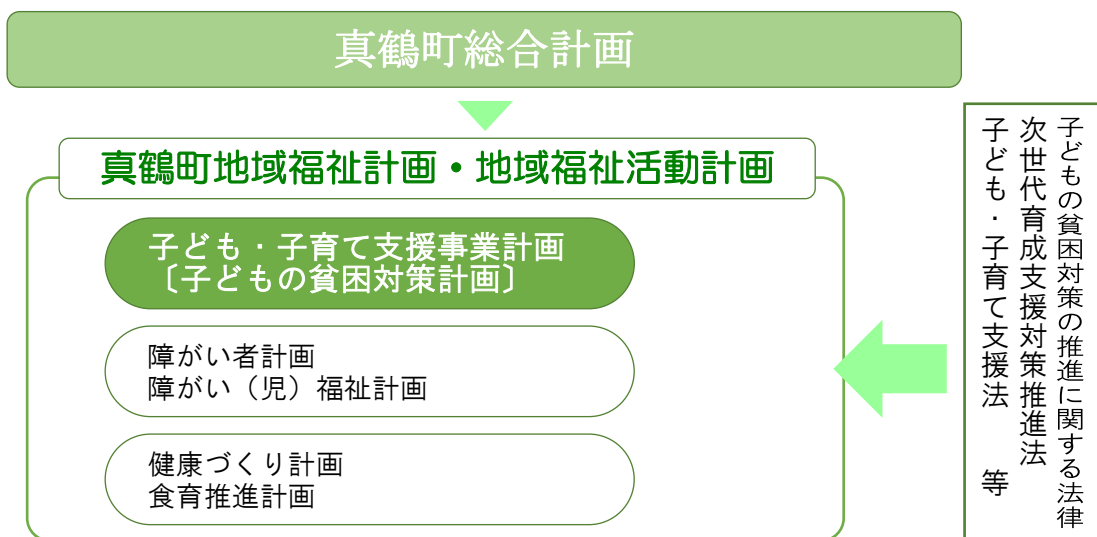
当町においても、平成22年3月に「真鶴町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。また、平成27年3月には子ども・子育て支援新制度のもと、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「真鶴町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度、「真鶴町子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、新たに「真鶴町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

2節 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「真鶴町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条～第14条における地方公共団体が行う支援について本町の施策を盛り込み、子どもの貧困対策計画を包含するものとなっています。

また、本計画は、上位計画である「真鶴町総合計画」やその他の関連する計画等との整合、連携を図ります。



3節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1期計画 (平成27年度～令和元年度)							
	見直し	第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)					
						見直し	第3期計画

4節 計画の対象・策定体制

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成するすべての個人と団体です。

子ども・子育て支援法で「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいい、「保護者」とは、親権を行う者とありますが、本計画の第3章4節に掲げる具体的施策・事業の展開では具体的な成長過程のステージ、保護者等の状況を「事業対象」として計画ごとに記載しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育てに関するニーズを把握するために、町民アンケートを実施したほか、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「真鶴町子ども・子育て会議」において意見聴取や審議を行いました。

また、パブリックコメントを実施し、計画に関しての意見を募りました。

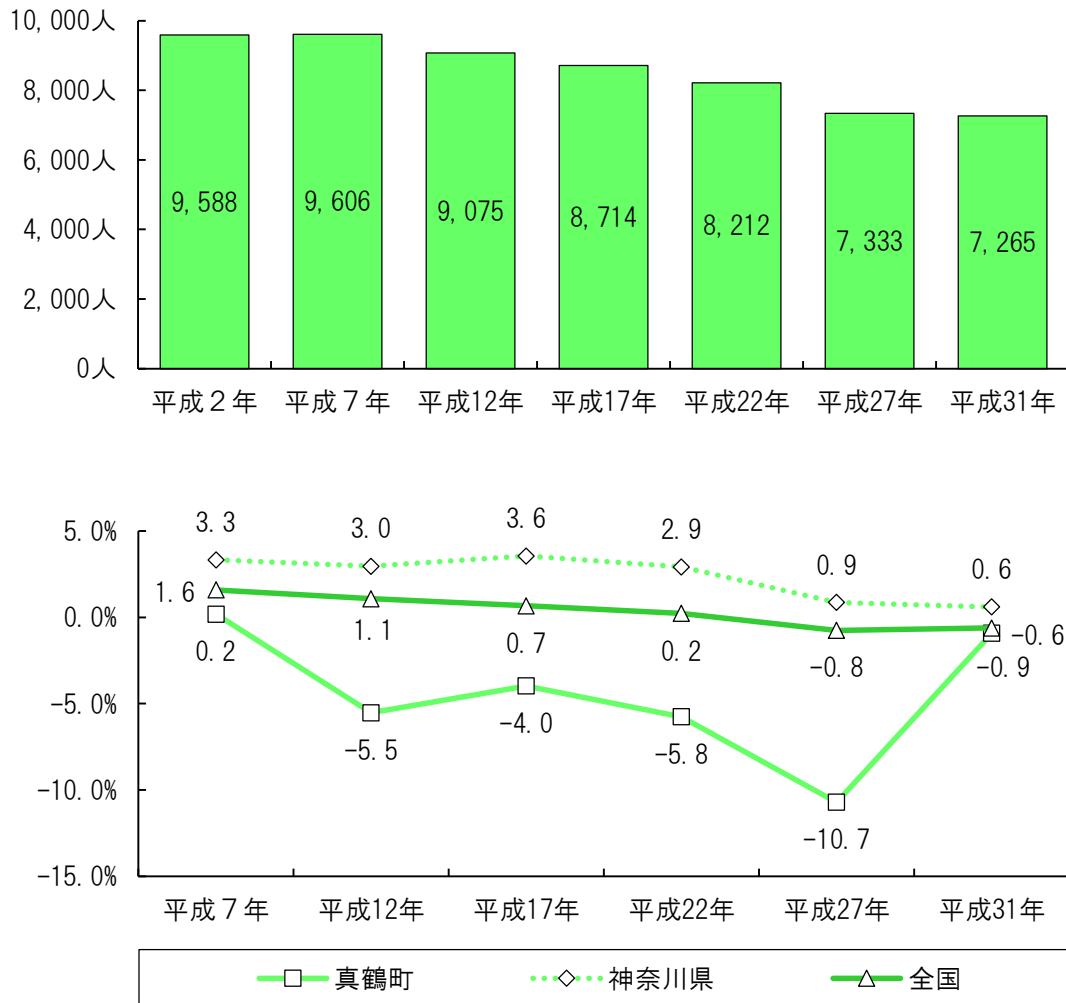
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 節 真鶴町の概況

1. 人口の動向

(1) 人口と伸び率の推移

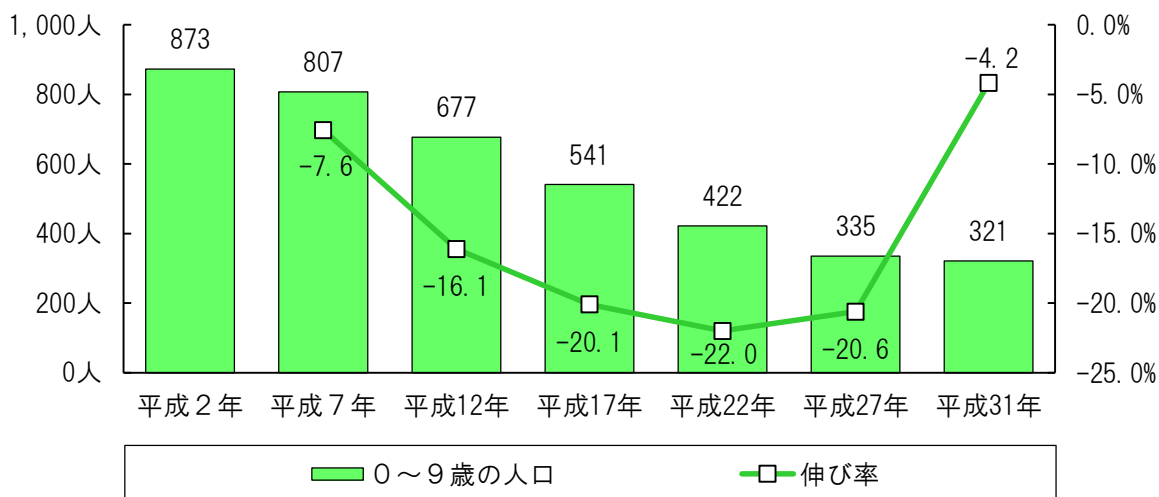
本町の平成31年の人口は7,265人で、平成7年以降年々減少しています。また、平成31年の伸び率は-0.9%で平成7年以降国や県の伸び率を下回っています。



資料：国勢調査（平成31年は住民基本台帳）

(2) 0～9歳の人口と伸び率の推移

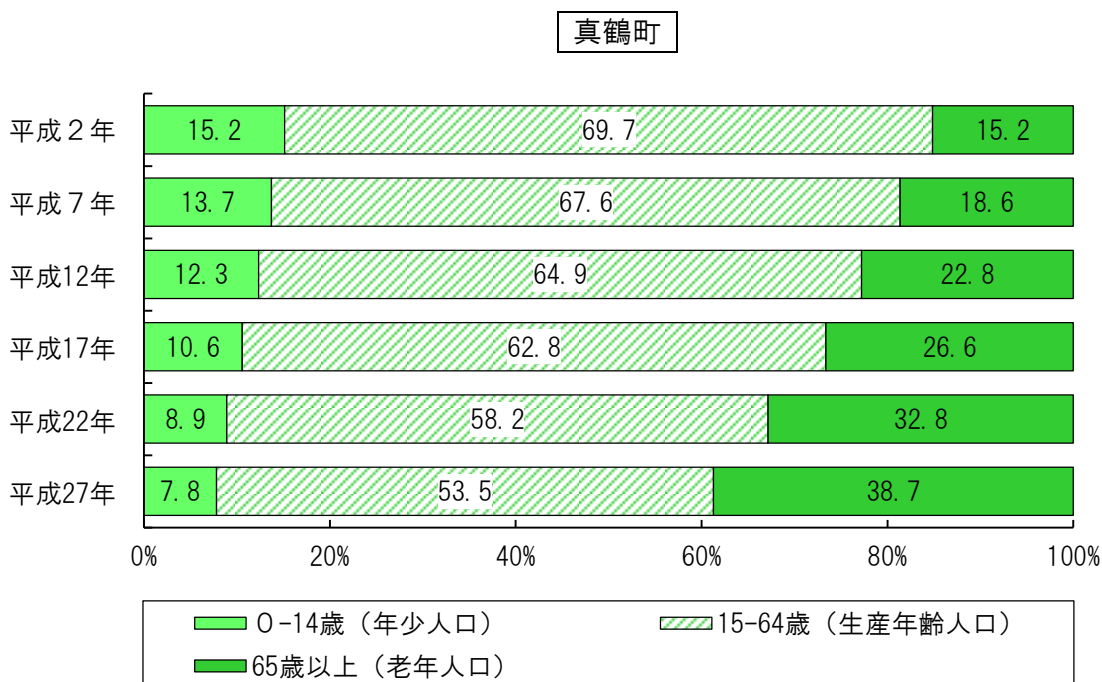
本町の平成31年の0～9歳の人口は321人で、平成2年以降減少傾向にあり、少子化が進んでいると考えられます。また、平成31年の伸び率は-4.2%で、平成27年と比べ16.4%増加しています。



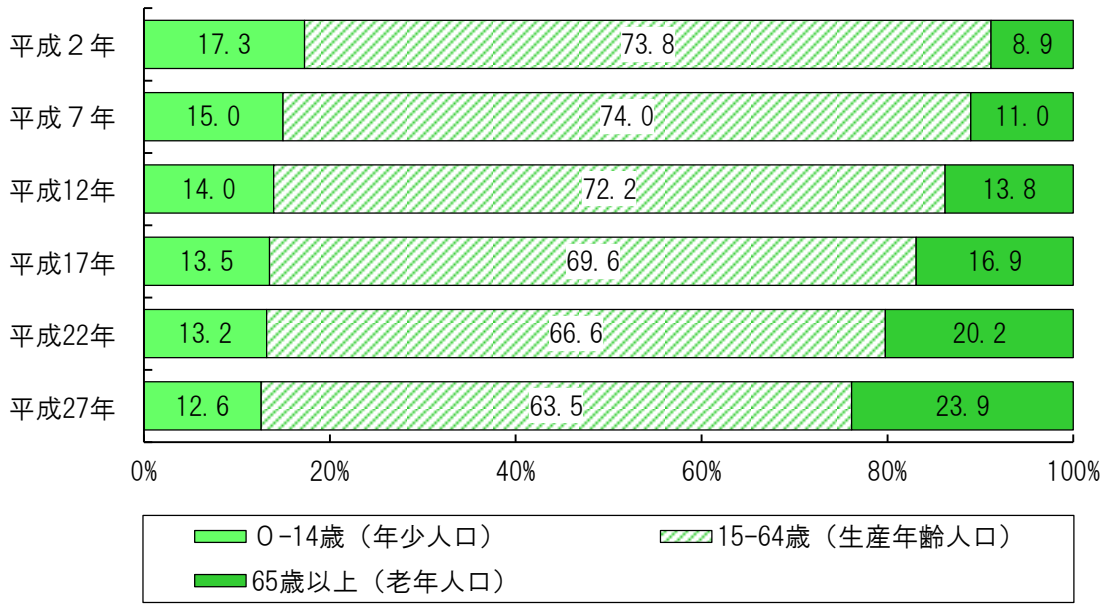
資料：国勢調査（平成31年は住民基本台帳）

(3) 年齢3区分別人口構成比の推移

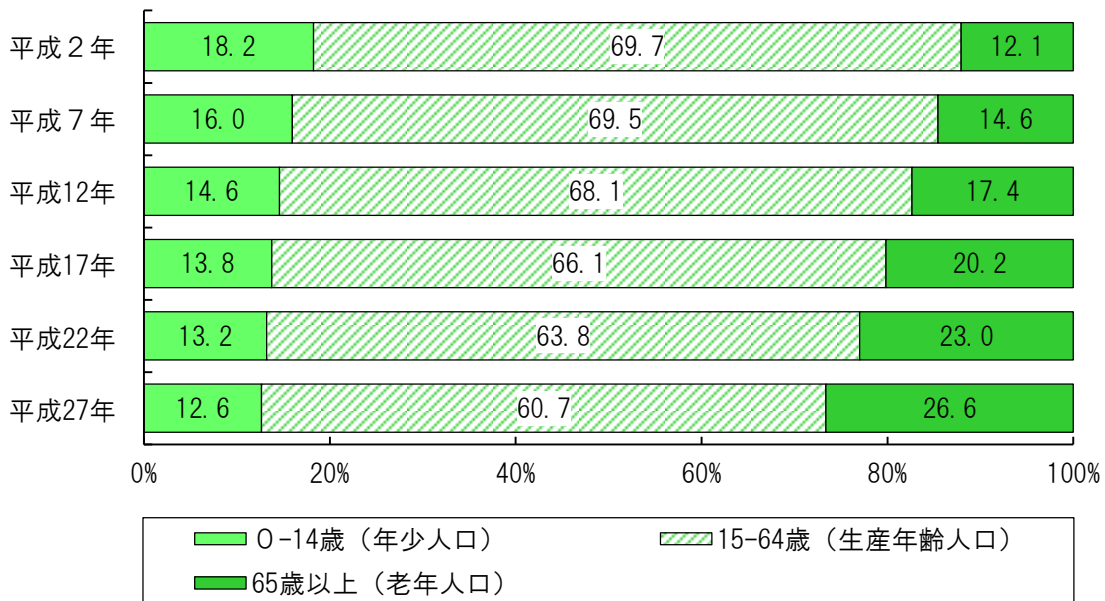
本町の平成27年の年齢3区分別人口構成比は0-14歳（年少人口）が7.8%、15-64歳（生産年齢人口）が53.5%、65歳以上（老年人口）が38.7%となっています。また、真鶴町、神奈川県、全国を比較すると、0-14歳（年少人口）と15-64歳（生産年齢人口）は減少傾向にある一方、65歳以上（老年人口）は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。



神奈川県



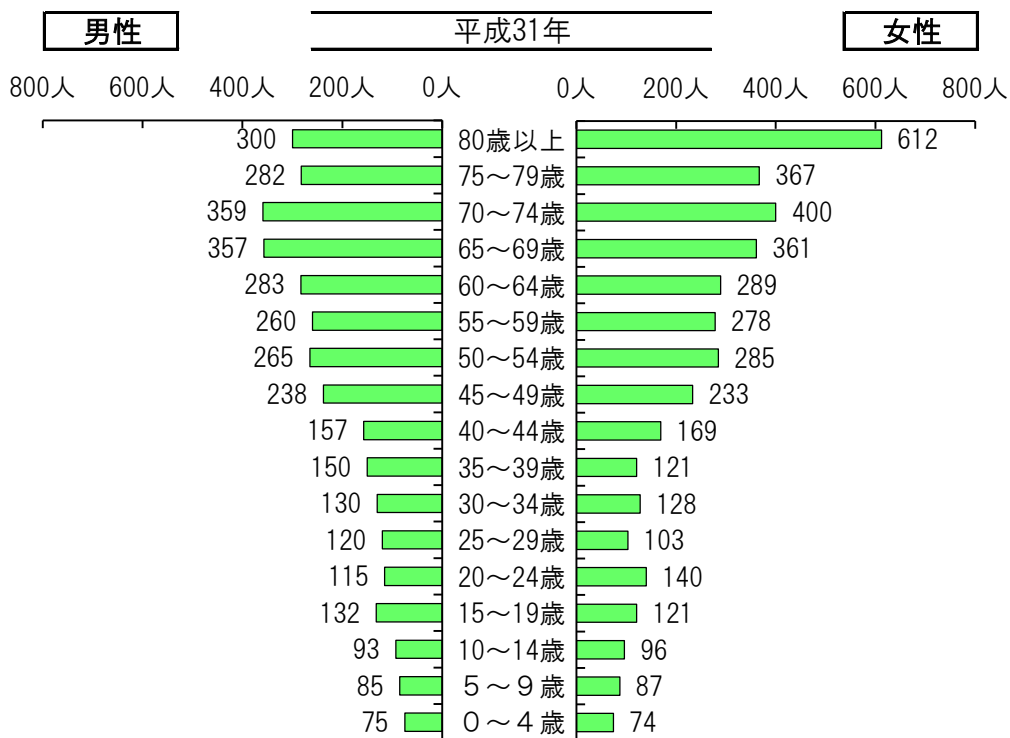
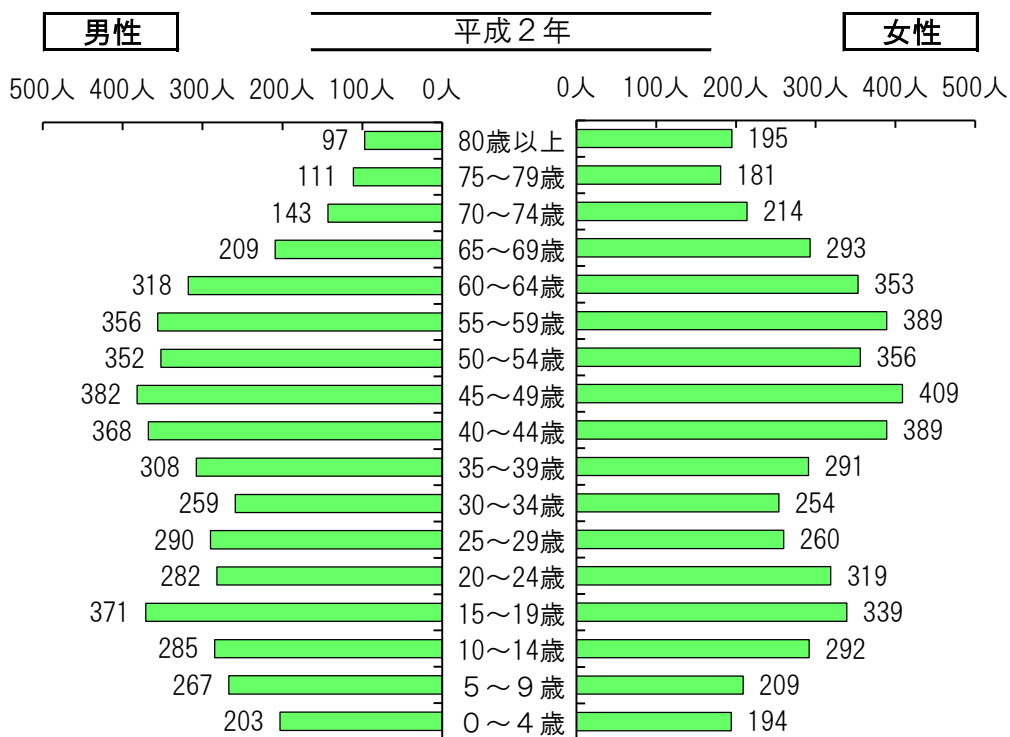
全国



資料：国勢調査

(4) 5歳階級別・性別の人口の推移

本町の5歳階級別・性別の人口は平成2年と平成31年を比較すると、平成2年では老年人口率が高く、出生率が低いつぼ型となっており、平成31年では更に少子高齢化が進み逆三角形型となっています。

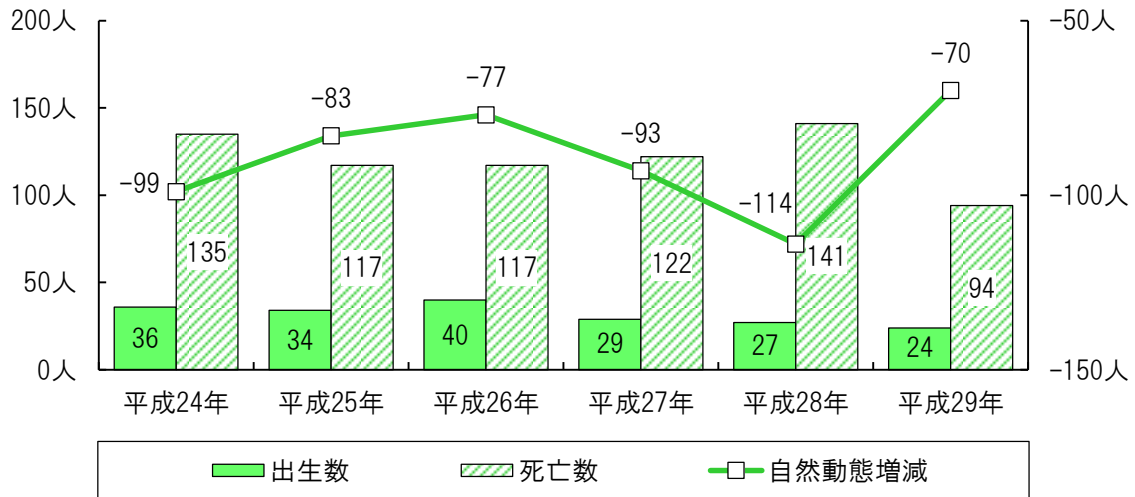


資料：住民基本台帳

2. 出生・婚姻・世帯の動向

(1) 出生数・死亡数・自然動態増減の推移

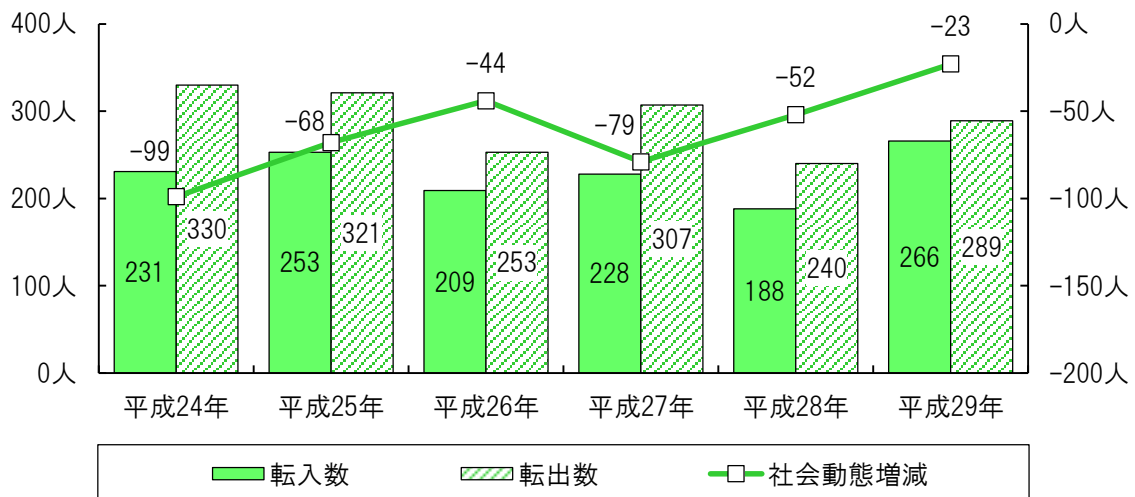
本町の出生数は、平成29年で24人と平成26年以降減少しています。死亡数は、平成24年～平成28年ではほぼ横ばいで推移していましたが、平成29年で94人と減少しています。自然動態増減は、平成29年で-70人と、平成28年と比べ44人増加しています。



資料：人口動態統計

(2) 転入数・転出数・社会動態増減の推移

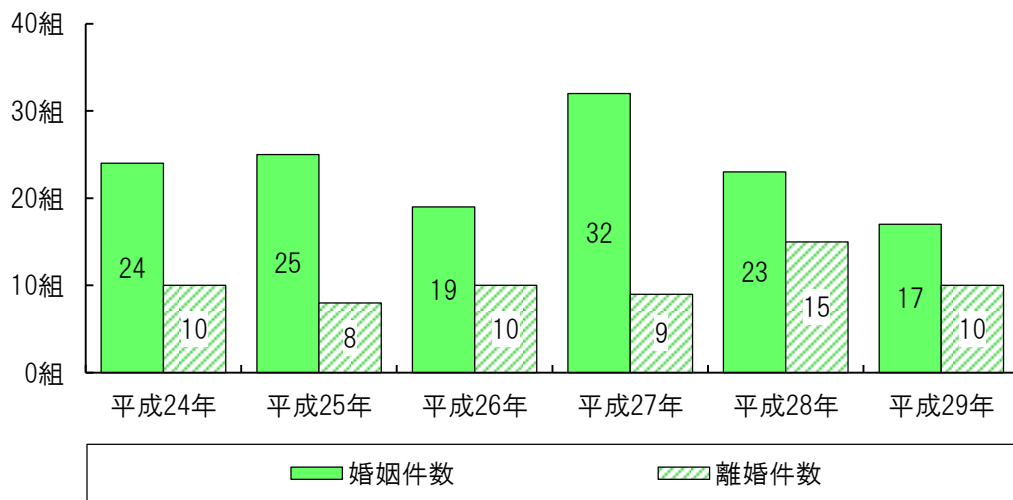
本町の転入数・転出数・社会動態増減をみると、転入数・転出数ともに増加と減少を繰り返して推移しています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(3) 婚姻・離婚件数の推移

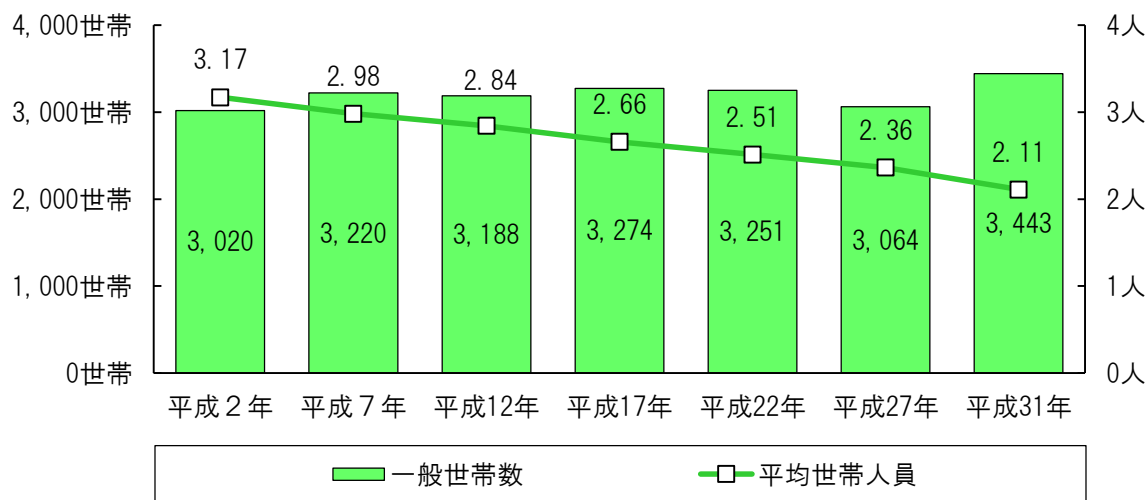
本町の平成29年の婚姻件数は17組、離婚件数は10組となっており、増加と減少を繰り返しています。



資料：人口動態統計

(4) 一般世帯数と平均世帯人員の推移

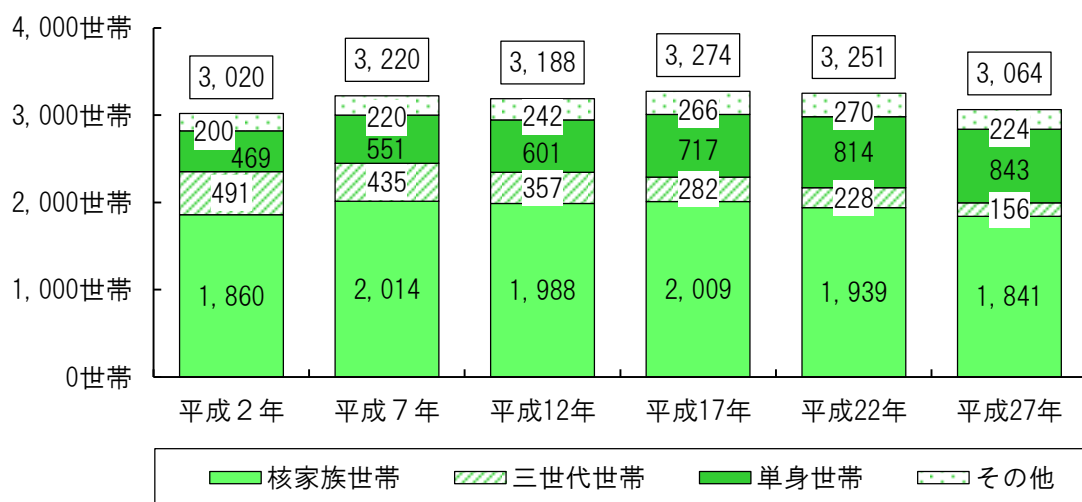
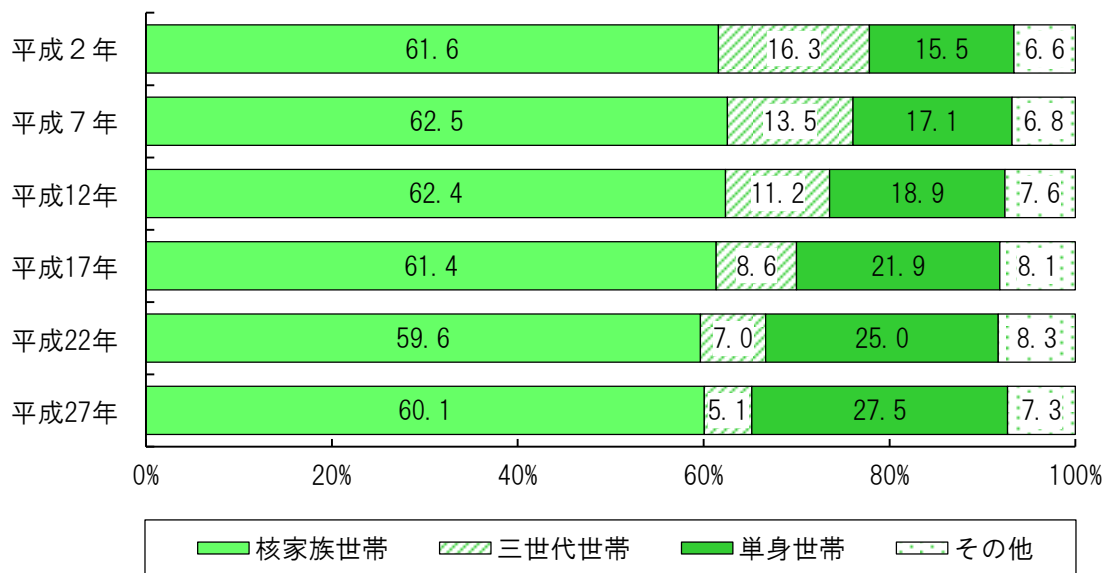
本町の平成31年の一般世帯数は3,443世帯で、増加と減少を繰り返しています。また、平成31年の平均世帯人員は2.11人で、平成2年以降減少傾向にあります。



資料：国勢調査（平成31年は住民基本台帳）

(5) 世帯構成比率の推移

本町の平成27年の世帯構成比率は核家族世帯が60.1%、三世帯世帯が5.1%、単身世帯が27.5%、その他が7.3%となっており、各年核家族世帯が最も多くなっています。また、平成2年以降年々単身世帯が増加しています。

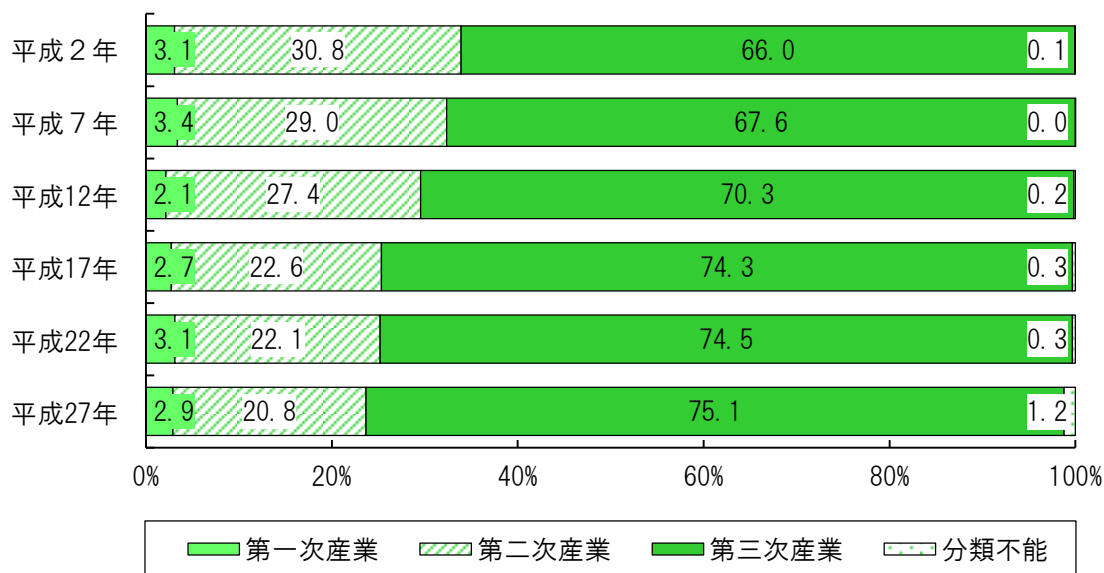


資料：国勢調査

3. 就業人口の動向

(1) 産業別就業人口

本町の平成27年の産業別就業人口は第一次産業が2.9%、第二次産業が20.8%、第三次産業が75.1%、分類不能が1.2%で、平成2年以降年々第二次産業は減少していますが、第三次産業は増加しています。



資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別就業状況

本町の平成27年の女性の年齢別就業状況は就業者が1,576人、就業率が43.5%で、平成2年と比べそれぞれ減少していますが、60歳以上の就業者は増加しています。

	平成2年			平成27年		
	総数(人)	就業者(人)	就業率(%)	総数(人)	就業者(人)	就業率(%)
総数	4,265	2,049	48.0	3,623	1,576	43.5
15～19歳	342	53	15.5	153	21	13.7
20～24歳	321	232	72.3	126	79	62.7
25～29歳	263	172	65.4	128	96	75.0
30～34歳	254	133	52.4	115	80	69.6
35～39歳	292	171	58.6	148	90	60.8
40～44歳	395	262	66.3	204	159	77.9
45～49歳	411	274	66.7	252	206	81.7
50～54歳	357	236	66.1	276	209	75.7
55～59歳	389	208	53.5	276	191	69.2
60～64歳	355	149	42.0	305	176	57.7
65歳以上	886	159	17.9	1,640	269	16.4

資料：国勢調査

2節 保育園、幼稚園等の状況

1. 保育園の状況

(1) 保育園・在園児童数の推移

本町の認可保育所は平成31年度現在2箇所あり、在園児童数の合計は100人となっています。平成31年度の就園率は95.2%で、平成27年度以降増加と減少を繰り返しています。

また、本町外の保育所を利用している（管外委託）在園児童数の合計は平成31年度で2人となっており、平成27年度以降年々減少しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
認可保育所 (管外委託除く)	保育園数(園)	2	2	2	2	2	
	認可定員数(人)	105	105	105	105	105	
	在園児童数 (人)	0歳	0	1	1	0	3
		1歳	11	14	9	7	10
		2歳	12	22	23	14	10
		3歳	15	16	25	26	21
		4歳	26	19	17	17	29
		5歳	21	26	19	16	27
		合計	85	98	94	80	100
就園率(%)	81.0	93.3	89.5	76.2	95.2		

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
管外委託	保育園数(園)	6	4	4	3	2	
	在園児童数 (人)	0歳	0	0	0	0	1
		1歳	1	0	0	0	0
		2歳	2	1	0	0	0
		3歳	0	3	1	0	0
		4歳	0	0	3	0	0
		5歳	5	0	0	3	1
		合計	8	4	4	3	2

資料：健康福祉課（各年度4月1日現在）

(2) 特別保育の実施状況の推移

本町の乳児保育の実施箇所数は平成31年度現在2箇所あり、実利用者数は24人となっており、平成27年度以降実施箇所数は横ばい、実利用者数は増加と減少を繰り返しています。また、延長保育（11時間以上）、一時預かり保育、障がい児保育、病児・病後児保育は実施されていません。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
乳児保育	実施箇所数 (箇所)	2	2	2	2	2
	実利用者数 (人)	26	41	34	22	24
延長保育 (11時間以上)	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—
一時預かり保育	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—
障がい児保育	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—
病児・病後児保育	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—

資料：健康福祉課（各年度4月1日現在）

2. 放課後児童クラブの状況

(1) 放課後児童クラブ実施状況の推移

本町の放課後児童クラブの実施箇所は平成31年度現在1箇所あり、在籍者数の合計は16人で、平成27年度以降年々減少しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所（箇所）	1	1	1	1	1
在籍者数（人）（1年）	10	13	6	9	3
（2年）	6	7	14	4	10
（3年）	13	7	5	5	3
（4年）	0	0	0	0	0
（5年）	0	0	0	0	0
（6年）	0	0	0	0	0
1～3年合計（人）	29	27	25	18	16
4～6年合計（人）	0	0	0	0	0
合計（人）	29	27	25	18	16

資料：健康福祉課（各年度4月1日現在）

(2) 放課後児童クラブの設置状況

クラブ名	開館日時	長期休暇時の対応
真鶴キッズ倶楽部（学童保育）	祝日・年末年始を除く 月曜日～金曜日 （放課後～18：00）	8：30～18：00

資料：健康福祉課（平成31年4月1日現在）

(3) 家庭児童相談・相談件数の推移

本町の民生委員・児童委員による相談件数は平成30年度現在635件となっており、平成29年度と比較して増加しています。また、平成30年度の民生委員・児童委員数は21人、1人あたり担当世帯数は180世帯で、平成27年度以降横ばいで推移しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生委員・児童委員による 相談件数（件）	1,148	924	511	635
民生委員・児童委員数（人）	20	21	21	21
男性委員数（人）	3	5	5	5
女性委員数（人）	17	16	16	16
1人あたり担当世帯数（世帯）	180	180	180	180

資料：健康福祉課（平成31年3月31日現在）

3. 幼稚園・小学校の状況

(1) 幼稚園・在園児童数の推移

本町の幼稚園は平成31年度現在1箇所あり、在園児童数は33人、就園率は27.5%で、平成30年度以降減少しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園数（園）	1	1	1	1	1
収容定員数（人）	120	120	120	120	120
在園児童数（人）	38	38	41	36	33
就園率（%）	31.7	31.7	34.2	30.0	27.5

資料：学校基本調査

(2) 小学校数・小学校児童数の推移

本町の小学校は平成31年度現在1箇所あり、在校児童数の合計は198人で、平成27年度以降年々減少傾向にあります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校数（校）	1	1	1	1	1
1年生（人）	27	36	36	36	26
2年生（人）	41	26	36	36	35
3年生（人）	41	40	26	35	35
4年生（人）	30	42	41	24	35
5年生（人）	44	29	42	43	25
6年生（人）	44	45	28	41	42
合計（人）	227	218	209	215	198

資料：学校基本調査

(3) 真鶴放課後子どもいきいきクラブの状況

本町の真鶴放課後子どもいきいきクラブの実施箇所は平成30年度現在1箇所あり、年間延べ利用者数は2,738人で、平成27年度以降年々増加しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所（箇所）	1	1	1	1
年間延べ利用者数（人）	2,059	2,241	2,591	2,738

資料：教育課（平成31年3月29日現在）

(4) 地域活動の状況

本町の子ども会は平成31年度現在3団体あり、人数は112人となっており、平成27年度以降増加と減少を繰り返しています。ボーイスカウトとガールスカウトは団体がありません。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
子ども会	子ども会数(団体)	4	3	3	3	3
	人数(人)	148	113	115	120	112
ボーイスカウト	団数(団体)	0	0	0	0	0
	人数(人)	—	—	—	—	—
ガールスカウト	団数(団体)	0	0	0	0	0
	人数(人)	—	—	—	—	—

資料：教育課（令和元年6月1日現在）

4. 地域子育て支援拠点の状況

(1) 子育て支援の状況

開設場所	場所	開設日時
子育てサロン (まなっこひろば)	真鶴町民センター2階 児童室	毎週水・木曜日(祝日は休み) 9:30~12:00、 13:00~15:30
育児セミナー	真鶴町民センター集会娯楽室	月1回 10:00~11:30
親子教室	真鶴町民センター 2階 第3会議室	月1回 10:00~11:30
すくすく子育て相談	真鶴町民センター 2階	月1回 予約制
生き生き(いきいき)健康相談	真鶴町民センター 2階 第3会議室	月1回 9:30~11:30 (予約制)
ようこそ赤ちゃん教室	真鶴町民センター 実習室	2019年度 年6回 9:30~11:30(予約制)

(2) 子育てサロン（まなっこひろば）

本町の子育てサロン（まなっこひろば）の実施箇所は平成30年度現在1箇所あり、年間延べ利用者数は947人で、平成27年度以降増加と減少を繰り返しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所（箇所）	1	1	1	1
年間延べ利用者数（人）	1,185	1,040	1,145	947

資料：健康福祉課（平成31年3月31日現在）

(3) 保健指導・相談事業実施状況の推移

本町の育児セミナーの実施回数は平成30年度現在12回あり、参加者数は81組となっています。親子教室（汽車ポップ教室）の実施回数は12回、参加者数は86組、すくすく子育て相談の実施回数は12回、延利用者数は28人、生き生き健康相談の実施回数は12回、延利用者数は37人、ようこそ赤ちゃん教室の実施回数は2回、延利用者数は5人となっています。

事業名	対象		平成29年度	平成30年度
育児セミナー	概ね生後1歳までの乳児と保護者	実施回数（回）	12	12
		参加者数（組）	85	81
親子教室 （汽車ポップ教室）	保育園・幼稚園入園前の幼児と保護者	実施回数（回）	12	12
		参加者数（組）	103	86
すくすく 子育て相談	発達に関する悩みや不安を持つ 乳幼児と保護者	実施回数（回）	12	12
		延利用者数（人）	35	28
生き生き 健康相談	乳幼児～大人	実施回数（回）	12	12
		延利用者数（人）	29	37
ようこそ 赤ちゃん教室	妊婦とその家族	実施回数（回）	3	2
		延利用者数（人）	14	5

資料：健康福祉課（平成31年3月31日現在）

(4) 訪問指導事業実施状況の推移

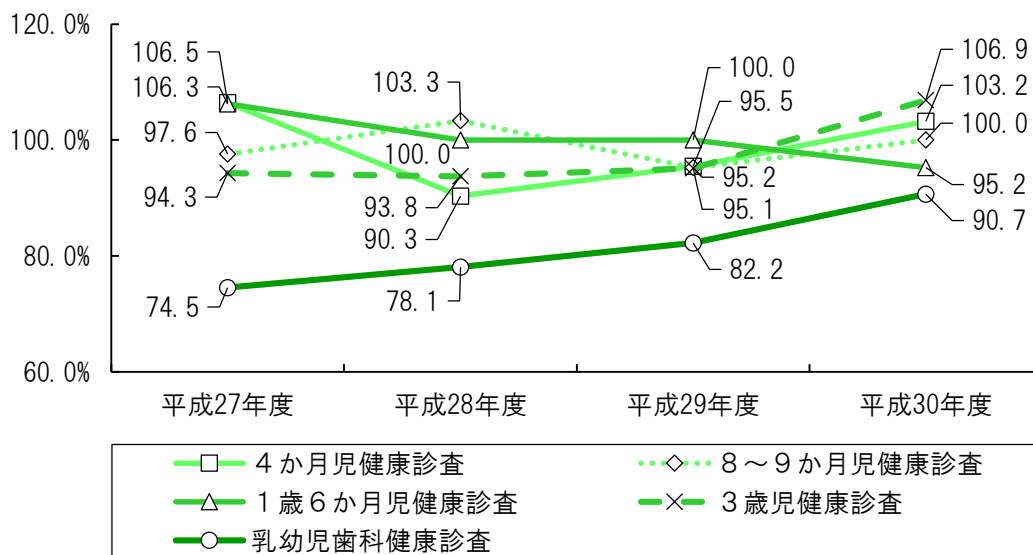
本町の新生児・産婦訪問指導は平成30年度現在28件、こんにちは赤ちゃん訪問事業は30件となっています。

事業名	対象	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新生児・産婦訪問指導	新生児、乳児、産婦及び 保護者	29	26	32	28
こんにちは赤ちゃん訪問事業	町内にいる概ね生後 4か月までの乳児	30	27	27	30

資料：健康福祉課（平成31年3月31日現在）

(5) 乳幼児健康診査の受診状況の推移

本町の4か月児健康診査の受診率は平成30年度現在103.2%、8～9か月児健康診査は100.0%、1歳6か月児健康診査は95.2%、3歳児健康診査は106.9%、乳幼児歯科健康診査は90.7%となっています。また、乳幼児歯科健康診査の受診率は他の健康診査と比較して低くなっているものの、平成27年度以降年々増加しています。



資料：健康福祉課（平成31年3月31日現在）

(6) 各種手当受給の推移

本町の児童手当延べ児童数は平成30年度現在530件、児童扶養手当受給者数（受給資格者数）は56件、特別児童扶養手当は15件となっています。また、平成27年度以降児童手当延べ児童数は減少し、児童扶養手当受給者数（受給資格者数）、特別児童扶養手当は横ばいで推移しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童手当延べ児童数（件）	612	581	561	530
児童扶養手当受給者数（受給資格者数）（件）	58	56	55	56
特別児童扶養手当（件）	17	15	14	15

資料：健康福祉課（平成31年3月31日現在）

(7) 各種助成受給の推移

本町の小児医療費助成は平成30年度現在6,006件、ひとり親家庭医療費助成は1,299件、すくすく赤ちゃん子育て支援給付金は24件で、平成27年度以降増加と減少を繰り返しています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
小児医療費助成（延べ件数）	7,191	7,382	6,367	6,006
ひとり親家庭医療費助成（件）	1,439	1,624	1,345	1,299
すくすく赤ちゃん子育て支援給付金（件）	28	23	30	24

資料：健康福祉課（平成31年3月31日現在）

(8) 公園整備の状況

公園名称	所在地	概要
荒井城址公園	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1789	遊具

3節 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

1. 調査概要

(1) 調査目的

計画策定にあたり、教育・保育・子育て支援の充実を図ることを目的として、子育て支援の現在の利用状況や希望を把握する目的で実施しました。

(2) 調査設計

①未就学児調査

調査対象：町内に在住する就学前児童のいる家庭

調査方法：施設配布及び郵送調査

調査期間：平成31年2月25日～平成31年3月11日

②就学児調査

調査対象：町内に在住する小学生のいる家庭

調査方法：施設配布

調査期間：平成31年2月25日～平成31年3月11日

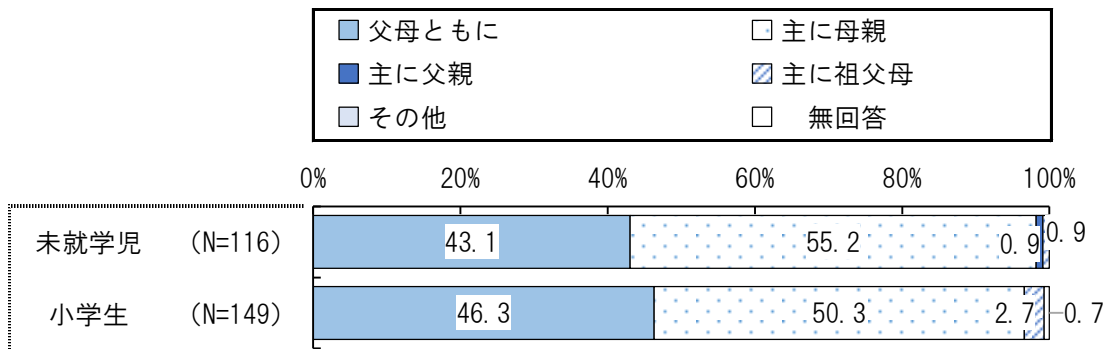
(3) 回収結果

区分	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
未就学児調査	213件	133件	62.4%	116件	54.5%
就学児調査	219件	171件	78.1%	149件	68.0%

※有効回収数は、回収数から無回答が極端に多いなどの集計に不適な票を除いた回収票の合計数です。

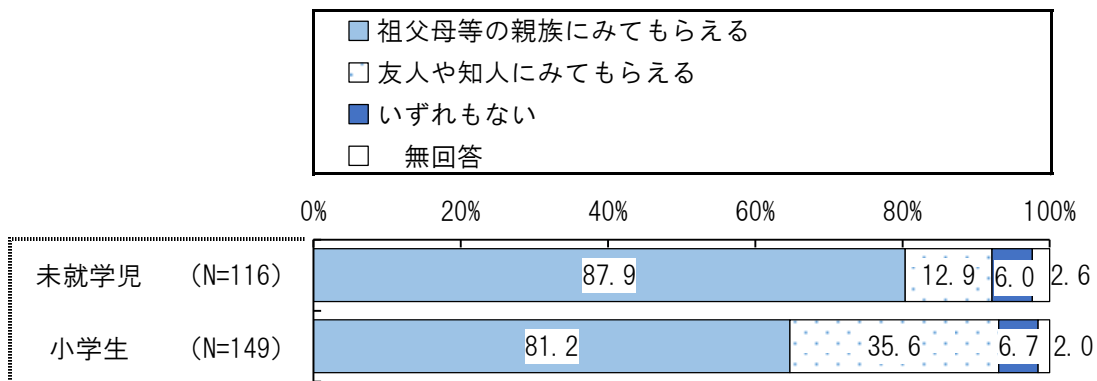
2. 結果概要

【子育てを主にしている人】



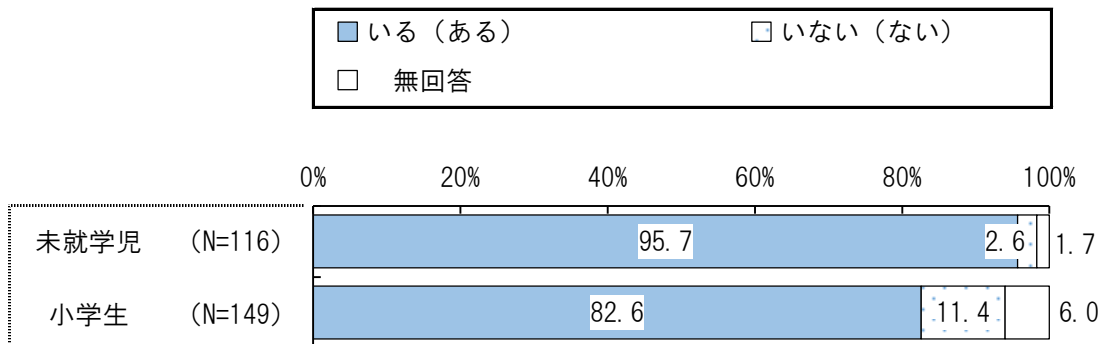
未就学児、小学生ともに「主に母親」が最も多くなっています。

【日頃子育てを頼める親族や知人の有無】



未就学児、小学生ともに「祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。「いずれもない」はいずれも6%程度となっています。

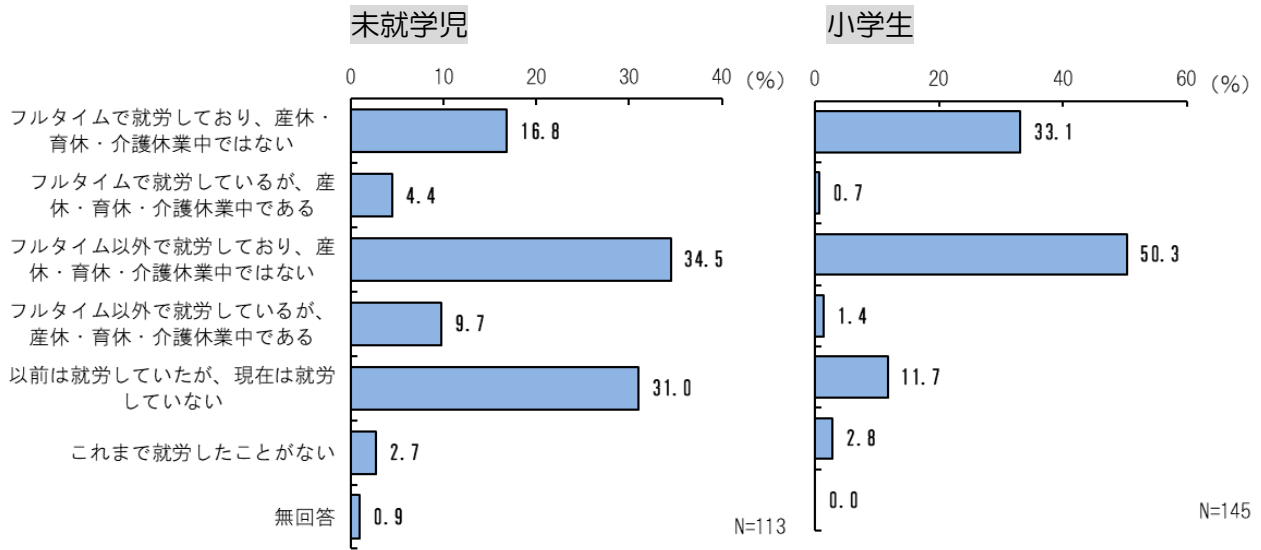
【子育て（教育）の気軽な相談先】



「いない（ない）」は未就学児で2.6%、小学生で11.4%となっています。

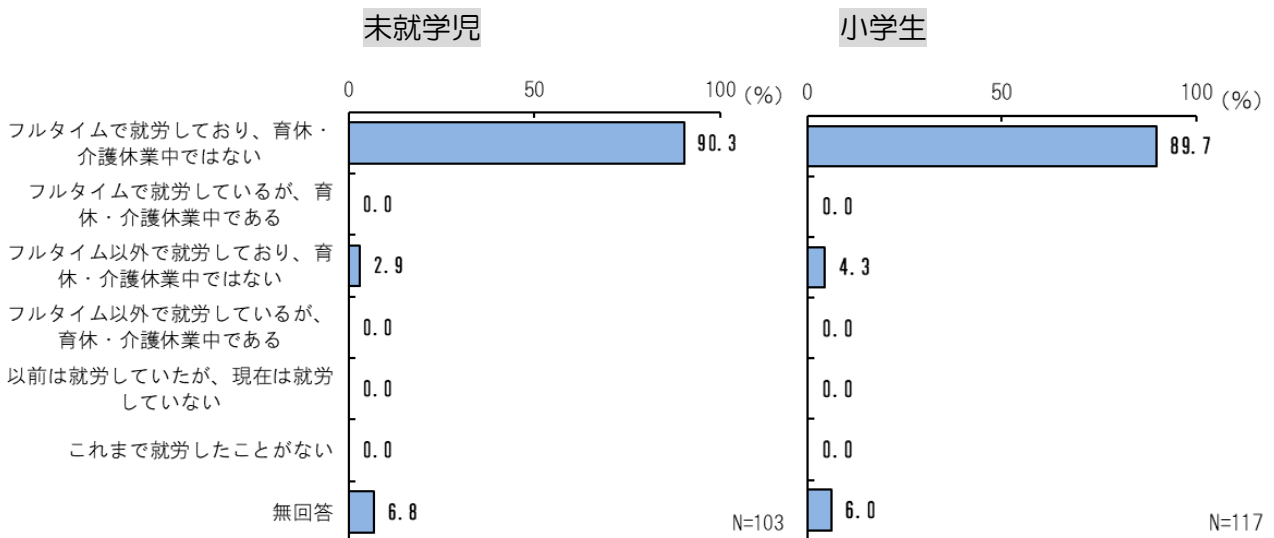
【就労状況（未就学児）】

① 母親



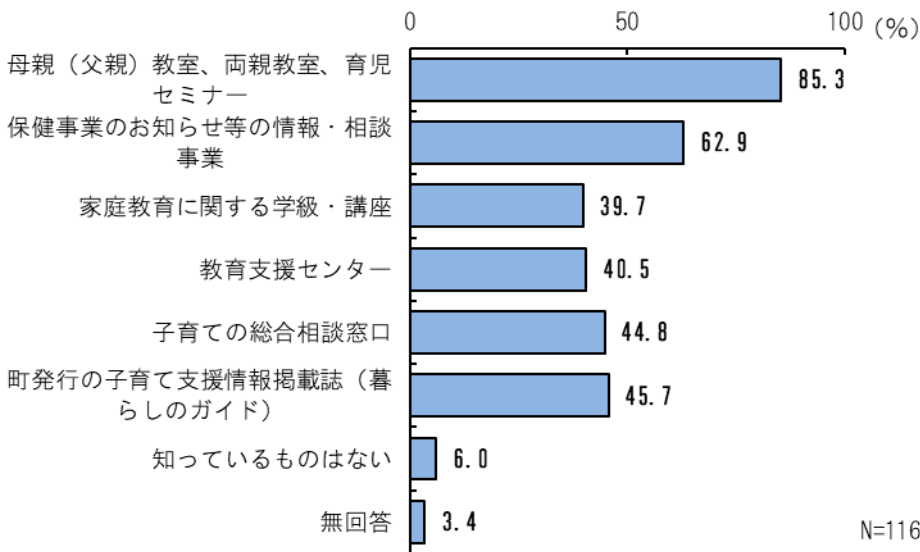
未就学児、小学生ともに「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。

② 父親



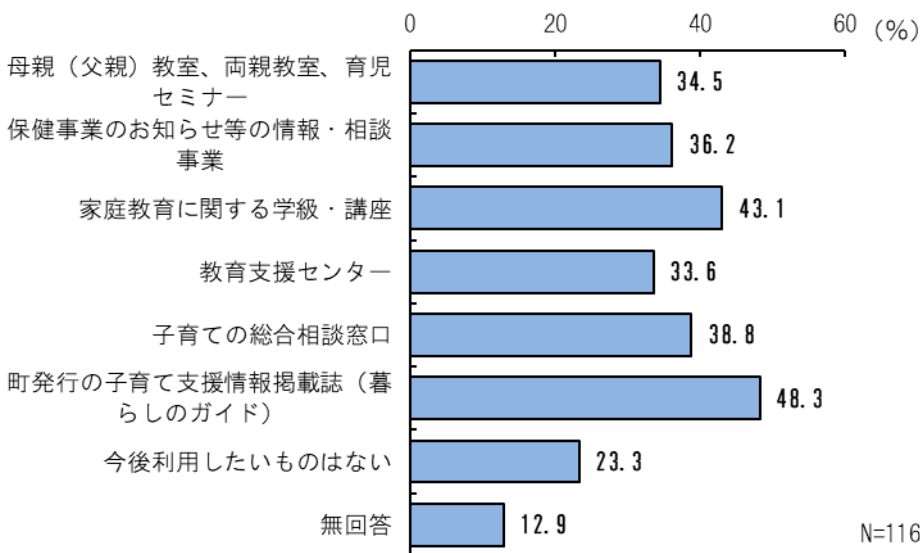
未就学児、小学生ともに「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が9割程度で最も多くなっています。

【子育て支援事業で知っているもの（未就学児）】



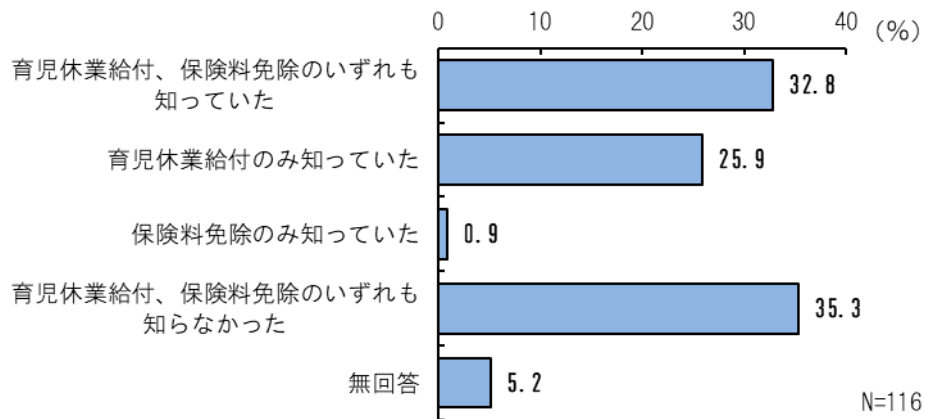
「母親（父親）教室、両親教室、育児セミナー」が 85.3%と最も多く、以下「保健事業のお知らせ等の情報・相談事業」が 62.9%、「町発行の子育て支援情報掲載誌（暮らしのガイド）」が 45.7%、「子育ての総合相談窓口」が 44.8%、「教育支援センター」が 40.5%などとなっています。

【今後利用したい子育て支援事業（未就学児）】



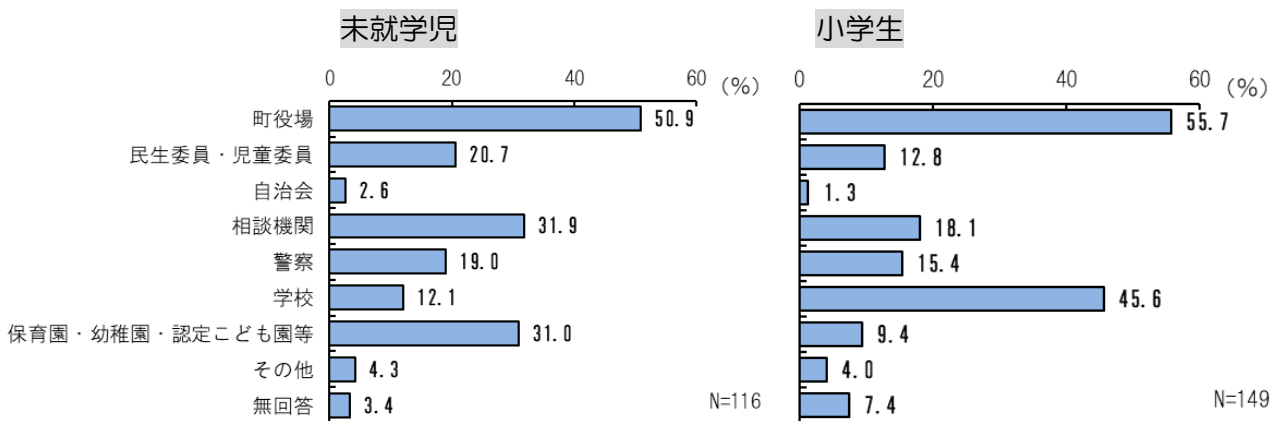
「町発行の子育て支援情報掲載誌（暮らしのガイド）」が 48.3%と最も多く、以下「家庭教育に関する学級・講座」が 43.1%、「子育ての総合相談窓口」が 38.8%、「保健事業のお知らせ等の情報・相談事業」が 36.2%、「母親（父親）教室、両親教室、育児セミナー」が 34.5%、などとなっています。

【育児休業給付、保険料免除の認知（未就学児）】



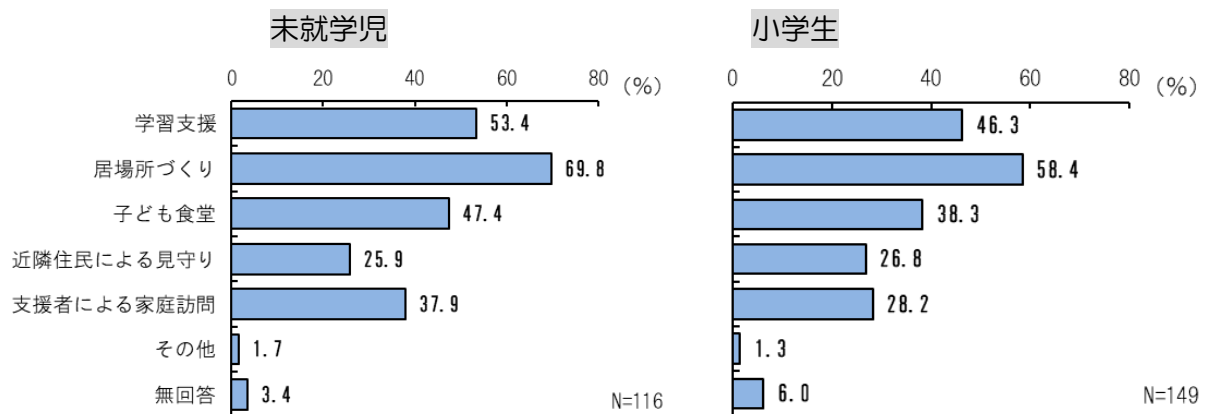
「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が最も多く、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」は32.8%となっています。

【周りで問題を抱えている家庭があった時の連絡・相談先】



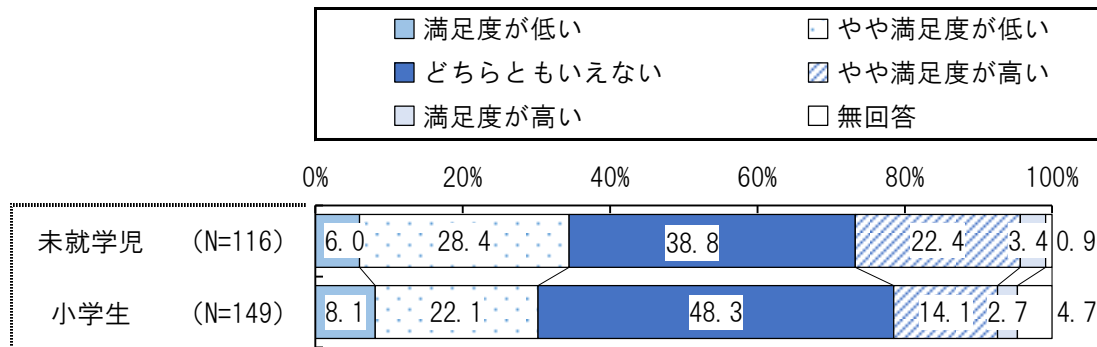
未就学児、小学生ともに「町役場」が最も多く、未就学児では「相談機関」、小学生では「学校」が次いで多くなっています。

【困窮家庭（世帯）の子どもを支えるために必要な取り組み】



未就学児、小学生ともに「居場所づくり」が最も多く、以下「学習支援」、「子ども食堂」、「支援者による家庭訪問」などとなっています。

【子育ての満足度】



「満足度が高い」と「やや満足度が高い」を合わせた割合は、未就学児で 25.8%、小学生で 16.8%となっています。

課題のまとめと今後の方向性

■子育てしやすい環境づくりにむけた多様なニーズへの対応

女性の社会進出が進み、家族の在り方や個人の生き方は多様化しています。それに伴い、子育て家庭が求める保育サービスニーズも多様化しています。

本町では、こうした状況に対応していくために、子育てしやすい環境づくりにむけてサービスの提供体制の充実を図ることが求められています。

■子育てに関する気軽な相談の場と情報提供の周知と充実

アンケート調査から、気軽に子どもを預けることができない人、気軽に子育ての相談ができない人がいることがわかりました。子育て家庭が抱える生活上の課題を解決するために、気軽に相談できる環境の整備が求められます。

また、子育て支援のための制度やサービスが十分に認知されていない面もあるため、周知化と情報内容の充実を図ることが求められています。

■仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

本町においても核家族化の進行や女性の就労状況の高まりがみられるため、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを進めることが求められています。家庭や企業、地域、行政等様々な主体が、男女共同参画の意識の醸成を図りながら、長時間労働の抑制や、男性の育児参加の機会の推進を進めていくことが大切となっています。

■地域全体で子育てを支える体制の構築

アンケート調査では、「子どもが安心して遊べる場所が少ない」、「一時的に安心して子どもを預けられる場所がほしい」といった声が見られました。こうしたニーズに応えるため、これまで進めてきた町民が共に支え合う仕組みである「まなサポ（まなづる協力隊）」や「地域サロン」を活用して、地域ぐるみでの子育て支援を推進するとともに、公園等の整備についても検討、協議していきます。

第3章 施策の体系と展開

1 節 計画の基本理念

上位計画である第4次真鶴町総合計画のまちづくりの目標や真鶴町地域福祉計画の基本理念の考え方を踏まえるとともに、第1期真鶴町子ども・子育て支援事業計画の考え方を継承し、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

みんなで支え合い、分かち合う「まち」
～安らぎとふれあいのなかで健やかに子どもが育つ環境を～

本計画では、第1期計画に引き続き、以下の3つの視点に立って施策を推進していきます。

① 子どもの育ちに関する理念

- ・人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに周囲の環境に対して能動的に働きかける力を有する。
- ・発達に応じた適切な保護者の関わりや子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

② 子育てに関する理念

- ・保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと。
- ・一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが必要。

③ 社会のあらゆる分野における構成員の責務

- ・子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つ。
- ・未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが必要。

2節 基本目標

基本理念である「みんなで支え合い、分かち合う「まち」～安らぎとふれあいのなかで健やかに子どもが育つ環境を～」を実現するために、本計画では、以下の基本目標を設定します。

基本目標1：地域における子育ての支援

保育サービスに対するニーズは増加と多様化が進んでいるとともに、身近に相談できる相手がない等子育てに関する心理的負担や不安感を持つ人が増えています。

本町においては、多様な保育ニーズに対応した保育サービスを提供できる環境を整備していくことにより、子育て家庭が安心して暮らせることを目指します。

また、不安や悩みを気軽に相談できる環境の整備、町内の関係機関での情報交流の充実、子どもが地域の中で自由に遊べ、安全に過ごせる場の整備等を図っていきます。

基本目標2：母性・乳幼児等の健康の確保・増進

すべての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安心して行うためには、各種健康診査や保健指導の充実を図るとともに、小児医療の充実が必要になります。

また、子どもが健やかに育つためには、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身に付けることや、子どもから大人へと成長していく過程にある思春期特有の問題に対する正しい知識の普及が必要となります。

本町においては、安心して出産できるよう出産準備事業や相談事業を推進していくとともに、健診の場を活用して子育てに関する相談体制を充実していきます。

また、食生活等に関する学習の機会や情報の提供、思春期の子どもに対する相談・情報提供体制の充実に努めます。

基本目標3：子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

近年子どもの頃から、子育ての楽しさや意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを啓発していくことが重要となっているとともに、学校教育では、子どもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する「生きる力」を育むことが求められています。

また、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、家庭や地域でのさまざまな体験ができることのほか、有害情報から子どもを守るための環境づくりも求められ、**子どもたちを守るための監視体制の充実を図っていきます。**

本町においては、新たに親になっていく子どもたちに対し、乳幼児とふれあうことのできる機会の提供や親になるための準備としての成長を推進していきます。

また、将来を担う子どもたちが広い視野で自ら学び行動できるような教育環境の整備や子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供に努めていきます。

あわせて、スマートフォンやSNSの普及により子どもを取り巻く生活環境は近年大きく変化しており、引き続き学校や家庭と連携をとりながら啓発を進めていきます。

基本目標 4：子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯などが、安心して生活するためには、地域社会や生活環境の安全性・利便性の向上と環境整備が求められています。

本町においては、カーブミラーやガードレール等の安全施設の整備や、子育て世帯が安心して外出できるような施設の整備や公共交通機関の整備を図っていきます。

基本目標 5：職業生活と家庭生活の両立の推進

男女がともに仕事と子育てを両立していくために、企業等に対し、妊娠・出産後も子育てをしながら働くことのできる職場づくりを進めるよう働きかけることが求められています。

加えて、子育て家庭においても、男女がともに家事や育児を分担することにより、家庭生活を築き上げることが大切となってきました。

本町においては、子育て世帯の雇用促進と職場理解を深めるための周知活動を行っていきます。また、子育て世帯の父親も積極的に育児参加するように、機会と情報の提供を行っていきます。

基本目標 6：子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するためには、交通事故の実態に対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

本町においては、子どもの交通や家庭内の事故を防ぐための活動の推進に努めるとともに、パトロール等を通して子ども等の安全を図ります。

基本目標 7：要保護児童への対応等

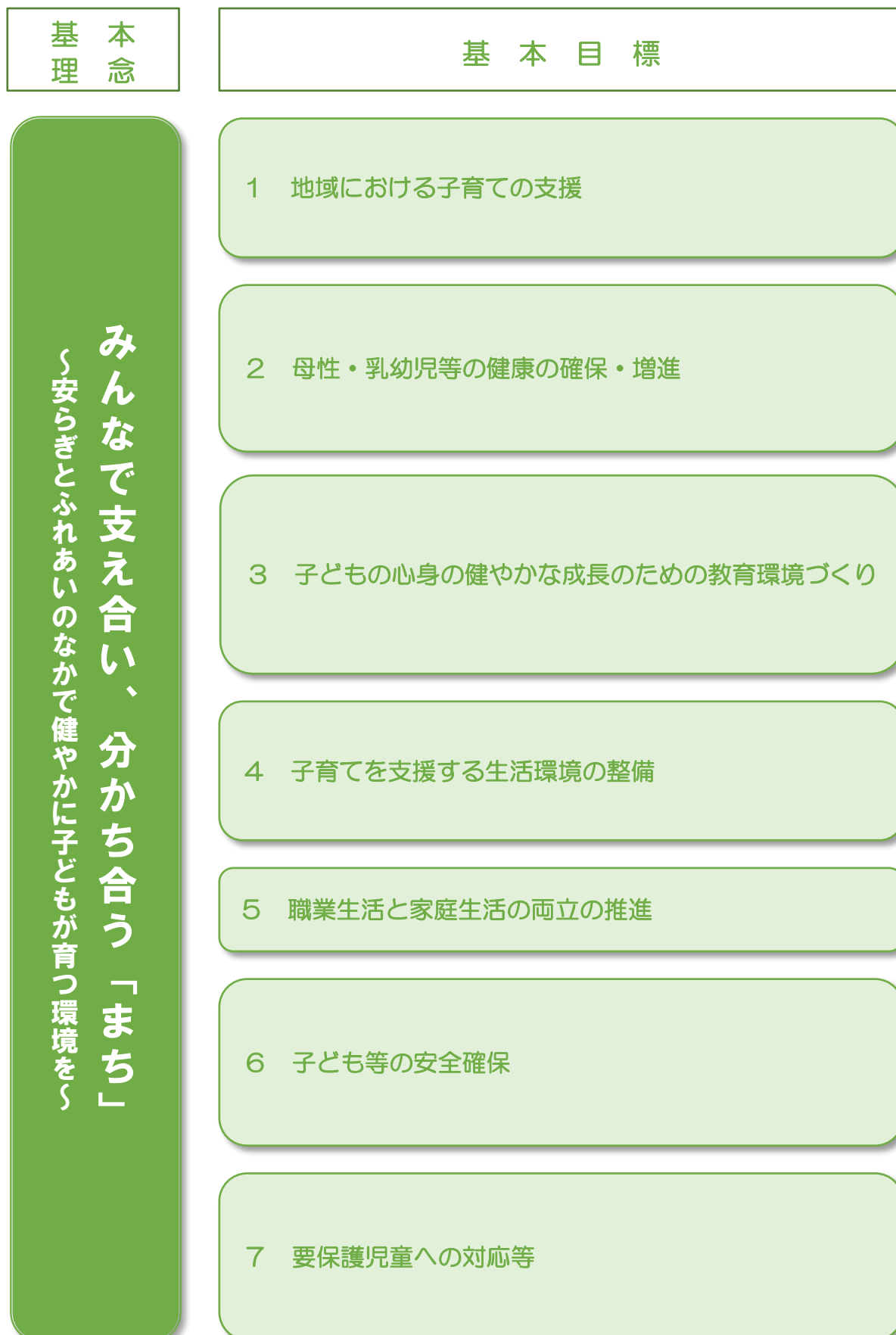
近年、全国的に児童相談所における児童虐待相談件数は増加傾向にあり、深刻な社会問題となっています。児童虐待が発生した際には、早期対応による心のケアの充実と、再発防止のための一時保護などの体制づくりが必要となります。

また一方で、増加傾向にあるひとり親家庭が安心して生活できるよう、自立に向けた福祉サービスの充実とともに、障がいや発達遅れを早期に発見できる体制づくりや、支援を要する子どもや保護者に対する適切な医療や支援が受けられるような体制の確立が求められています。

本町においては、児童虐待の早期発見や未然の防止を図るため、相談体制の強化と充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り、情報を共有化し、迅速で適切な対応を行っていきます。

また、子どもの貧困対策にも取り組むとともに、経済基盤が不安定な家庭に対する経済的支援や、障がい児をかかえる家庭への支援を図ります。

3節 施策の体系



基本施策

- (1) 地域における子育て支援サービス・保育サービスの充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり
- (3) 児童の健全育成支援

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療体制の充実

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- (5) 地域の活性化（次代の親・子どもへの良い影響）

- (1) 良質な住宅や良好な居住環境の確保
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できるまちづくり

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 子どもの不慮の事故防止活動の推進
- (2) 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進
- (3) 子どもの防災等の推進
- (4) 被害にあった子どもの保護の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進

4節 具体的施策・事業の展開

基本目標1：地域における子育ての支援

◆ 基本施策 ◆

- (1) 地域における子育て支援サービス・保育サービスの充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり
- (3) 児童の健全育成支援

(1) 地域における子育て支援・保育サービスの充実

事業番号・事業名	1 通常保育事業	担当課	健康福祉課
事業対象	生後7か月から小学校就学前までの（保護者が家庭で保育できない）児童		
事業概要・ 今後の取り組み	保護者の就労等の理由により家庭で充分保育できない児童を保育所にて保育する。私立保育園が2園ある中で、連携を図り保育の質の充実を目指す。		

事業番号・事業名	2 延長保育	担当課	健康福祉課
事業対象	保育園児		
事業概要・ 今後の取り組み	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間以外にも保育を行う（今後、利用者の動向を考慮しながら整備について検討）。		

事業番号・事業名	3 休日保育	担当課	健康福祉課
事業対象	保育園児		
事業概要・ 今後の取り組み	サービス業に従事する保護者の、日曜、祝日等休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行う（今後、利用者の動向を考慮しながら整備について検討）。		

事業番号・事業名	4 障がい児保育	担当課	健康福祉課
事業対象	障がいのある就学前児童		
事業概要・ 今後の取り組み	集団保育が可能で、日々通所でき、保育にかかる障がい児の保育は受入可能となっているが、今後もいっそうのサービス向上を目指す。		

事業番号・事業名	5 一時預かり保育	担当課	健康福祉課
事業対象	就学前児童		
事業概要・ 今後の取り組み	家族の病気や入院等やむを得ない理由や、育児疲れの解消等私的な理由により、一時的に保育する事業（今後、利用希望者の動向を考慮しながら整備について検討する）。		

事業番号・事業名	6 幼稚園での預かり保育	担当課	教育課
事業対象	幼稚園児		
事業概要・ 今後の取り組み	保護者の様々なニーズに対応するため、幼稚園普通教育時間終了後において預かり保育を実施する。		

事業番号・事業名	7 幼児教育・保育料の無償化	担当課	健康福祉課・教育課
事業対象	幼稚園児、保育園児の保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	子育てに係る保護者等の経済的な負担を緩和させるため、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料を無償化する。		

事業番号・事業名	8 病児・病後児保育の整備	担当課	健康福祉課
事業対象	就学前児童		
事業概要・ 今後の取り組み	病児中または病気回復期で集団保育が困難な就学前児童等を、専用の保育室で看護師等が預かることにより、児童にとって無理のない環境で保育する事業（今後、利用希望者の動向を考慮しながら整備について検討）。		

事業番号・事業名	9 学童保育 (放課後児童健全育成事業)	担当課	健康福祉課
事業対象	保護者が就労している小学校6年生までの児童		
事業概要・ 今後の取り組み	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後及び夏休み等長期休暇期間に、適切な生活の場を提供する事業。		

事業番号・事業名	10 つどいの広場事業	担当課	健康福祉課
事業対象	乳幼児とその保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	乳幼児と一緒に親子が誰でも気軽に立ち寄れる憩いの場を提供する。 現在、子育てサロンが開設されており、憩いの場として利用されている。		

事業番号・事業名	11 すくすく子育て相談	担当課	健康福祉課
事業対象	乳幼児とその保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	発達に関する不安や悩みを持つ就学前の乳幼児とその保護者を対象に、予約制で臨床心理士による個別相談を行う。		

事業番号・事業名	12 子どもに関する相談	担当課	健康福祉課
事業対象	18歳未満の児童の保護者または児童本人		
事業概要・ 今後の取り組み	18歳未満の子どもに関する相談を随時受ける。必要に応じて専門の相談機関の紹介をする。		

事業番号・事業名	13 幼児教育相談	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	幼児の保護者を主体とする一般市民及び教職員		
事業概要・ 今後の取り組み	幼児の心身の発育、友だちづくり、しつけ等の問題について、指導助言を行うとともに、親が抱える不安、ストレス、悩みの相談活動を展開する。今後は、保育園児の保護者の悩み相談のより一層の充実を図る。		

事業番号・事業名	14 教育相談事業 (教育支援センター事業)	担当課	教育課
事業対象	小・中学生と児童・生徒及びその家庭		
事業概要・ 今後の取り組み	教育相談事業の中心に教育支援センターを据え、児童・生徒の学習活動や友だち関係、部活動等での悩みや心配ごと等教育全般に関する相談に対応する。また、教育支援センターに所属する不登校訪問相談員による保護者対象とした教育相談や、臨床心理士らによるコンサルテーションを行うことで不登校の児童・生徒に対する相談、援助、指導を行う。さらに、学校、家庭、地域社会が連携した教育相談体制の促進を図り、学校との不登校等に関する情報交換や連携強化に努める。		

事業番号・事業名	15 心の教室相談	担当課	教育課
事業対象	小学校児童・中学校生徒及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	児童・生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供する必要があることから、児童・生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携の支援、その他学校の教育活動の支援をする。		

事業番号・事業名	16 真鶴放課後子どもいきいき クラブ・まなづる土曜教室	担当課	教育課
事業対象	小学校1年生～6年生の児童		
事業概要・ 今後の取り組み	放課後及び土曜日に安全で安心な子どもの居場所づくりを目的に、地域の教育力を活用して様々な体験の場や学習機会を提供する。放課後子どもいきいきクラブは小学校全学年を対象として毎週月・水・金曜に公民館や図書館を中心に、土曜教室は小学6年生を対象に毎週土曜日に公民館を中心に実施する。		

事業番号・事業名	17 社会教育ボランティア	担当課	教育課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	市民の学習支援及び推進を図るため、社会教育ボランティア登録制度により、小中学校の総合学習や放課後子どもいきいきクラブの地域指導者として参加する。		

事業番号・事業名	18 児童手当	担当課	健康福祉課
事業対象	中学校3年生までの児童を養育している保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	中学校3年生までの児童を養育している世帯の保護者に対し、受給資格のある保護者がもれなく申請・届出するよう広報等により制度の周知に努める。		

事業番号・事業名	19 すくすく赤ちゃん子育て支援給付金	担当課	健康福祉課
事業対象	出生した児童の保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	少子化対策の一環として、児童の出生した世帯に対し出生直後の保護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的に一時金を給付する。 また、新生児に対し出産後の入院期間中に新生児聴覚検査を実施した保護者に対し、標記給付金に上乗せ支給を行う。		

事業番号・事業名	20 小・中学校入学祝金支給事業	担当課	教育課
事業対象	新入学児童、新入学生徒の保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	小学校、中学校等に入学する子どもの保護者に、入学祝金を支給する。		

事業番号・事業名	21 子育てマップ更新・配布	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦又は子育て中のご両親		
事業概要・ 今後の取り組み	真鶴町民生委員児童委員協議会が平成29年度に作成した、出産、子育てを安心して行えるように町の子育て支援制度・保育に係る情報・医療機関等を掲載したガイドブックを最新の情報に更新し、配付する。		

事業番号・事業名	22 子育て世代包括支援センターの設置	担当課	健康福祉課
事業対象	妊産婦・乳幼児等		
事業概要・ 今後の取り組み	母子保健法により令和2年度末までに設置が努力義務とされ、設置を行うもの。 妊産婦・乳幼児等の実態を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、情報提供・助言・保健指導を行い、一方で必要があれば個別支援プランを策定する機関。		

(2) 子育て支援のネットワークづくり

事業番号・事業名	23 障がい児教育相談	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	障がいのある小中学生		
事業概要・今後の取り組み	障がいのある児童に対し、適切な就学指導、一貫した相談支援体制等を推進する。		

事業番号・事業名	24 まなづるっ子サポート連絡会議	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	就学前の幼児から高校生まで		
事業概要・今後の取り組み	問題を抱えた子どもたちの支援のため、幼稚園、保育園、小中学校等関係機関の連携を図る。		

(3) 児童の健全育成支援

事業番号・事業名	25 ひなづる幼稚園園庭開放	担当課	教育課
事業対象	—		
事業概要・今後の取り組み	平日 14:30~17:00、休日 9:00~17:00 に園庭を開放し、活動の場を提供している。		

事業番号・事業名	26 「開発にともなう広場」の活用・修復事業	担当課	まちづくり課
事業対象	—		
事業概要・今後の取り組み	開発により確保された広場の活用・修復について、行政・住民双方で検討を行う。		

事業番号・事業名	27 借り上げ方式等による広場づくり	担当課	健康福祉課
事業対象	—		
事業概要・今後の取り組み	借り上げ方式等による広場づくりを検討する。		

事業番号・事業名	28 まなづる小学校プール開放	担当課	教育課
事業対象	小学生以下の児童		
事業概要・今後の取り組み	夏休み期間中、まなづる小学校のプールを開放する。		

事業番号・事業名	29 真鶴半島健康マラソン	担当課	教育課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	健康増進を図ることを目的とし、自分のペースで完走することを目指し半島を周回する。		

事業番号・事業名	30 子育て学級	担当課	教育課
事業対象	就学前児童の保護者,祖父母		
事業概要・ 今後の取り組み	子育て支援及び子育て世代の交流・情報交換の場としての学習機会や親子で参加できる体験学習の場を提供し、豊かな心を持った子に育てるための方策を考える。		

事業番号・事業名	31 絵画コンクール	担当課	教育課
事業対象	小・中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	真鶴町の自然や町並みの景色、町で働いている人、行事等をテーマにした絵画作品のコンクール。		

事業番号・事業名	32 子ども水泳教室	担当課	教育課
事業対象	小学校低学年		
事業概要・ 今後の取り組み	まなづる小学校プールにて初心者を対象に町職員が指導する。水泳の基本である水に浮くことを目標に行っている。		

事業番号・事業名	33 海と山の子どもたちの交流会 (安曇野市・檜原村交流会)	担当課	教育課
事業対象	小学校4年生～6年生		
事業概要・ 今後の取り組み	友好親善提携している長野県安曇野市・東京都檜原村と海の町の子どもと山の町の子どもたちの交流を目的に相互に行き来し、様々な体験学習を通して理解を深める。		

事業番号・事業名	34 子どもおもしろ体験隊	担当課	教育課
事業対象	小学4年生～中学3年生		
事業概要・ 今後の取り組み	身近な地域の体験や科学遊び等、様々な体験を子ども達に経験してもらうことで、心身の成長を育成する。		

事業番号・事業名	35 ふれあいの集い	担当課	教育課
事業対象	－		
事業概要・ 今後の取り組み	中学生が主体となり、模擬店やゲーム等を行い、子どもから高齢者まで楽しみながら交流を深める。		

事業番号・事業名	36 町民音楽祭	担当課	教育課
事業対象	幼稚園、まなづる小学校、真鶴中学校等		
事業概要・ 今後の取り組み	町内の音楽サークルや園児、小学校、中学校等が一同に会し、音楽発表会を開催することで、音楽への愛着心を育み、参加者にふれあいの場を提供する。		

事業番号・事業名	37 おはなし会	担当課	教育課
事業対象	幼児・小学校低学年		
事業概要・ 今後の取り組み	図書館のキッズコーナーにおいて、ボランティアによる絵本等の読み聞かせを行い、子どもや保護者が図書に親しむ機会を提供する。登録ボランティアの人数を増やし、人形劇等活動内容を広げていく。		

事業番号・事業名	38 夏休み子どもフェスティバル	担当課	教育課
事業対象	小学生		
事業概要・ 今後の取り組み	夏休み中の小学生を対象に、各種講座を開催。		

事業番号・事業名	39 冬休み子どもフェスティバル	担当課	教育課
事業対象	小学生		
事業概要・ 今後の取り組み	冬休み中の小学生を対象に、星の観察会等を開催。		

事業番号・事業名	40 グリーンエイド真鶴コンサート	担当課	教育課
事業対象	青年・一般町民		
事業概要・ 今後の取り組み	真鶴半島を含めた自然に対するマナーの向上と地元で活躍するアマチュアバンドによるコンサートを開催。		

事業番号・事業名	41 小学生税の書道展	担当課	税務収納課
			小田原青色申告会
事業対象	2市8町に在住、在学する小学生		
事業概要・ 今後の取り組み	夏休み期間中、小学生に税に関する書道作品を書いてもらい、税に対する理解を深めてもらう。		

事業番号・事業名	42 足柄下郡中学生標語募集事業	担当課	選挙管理委員会
事業対象	中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	よりよい政治や選挙に対する意識を育てるため、選挙をテーマとした標語を募集する。		

事業番号・事業名	43 全国中学生人権作文コンテスト	担当課	健康福祉課
			法務省
			全国人権擁護委員連合会
事業対象	中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらう。		

事業番号・事業名	44 とどけよう「絵とことば」のコンテスト	担当課	健康福祉課
			横浜地方法務局
			神奈川県人権擁護委員連合会
事業対象	小・中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	子どもたちが誰かにとどけたい心のつぶやきを「絵とことば」で表した作品を制作する中で、豊かな人権感覚を育ててもらおう。		

基本目標2：母性・乳幼児等の健康の確保・増進

◆ 基本施策 ◆

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療体制の充実

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業番号・事業名	45 新生児・産婦訪問指導・ こんにちは赤ちゃん訪問事業	担当課	健康福祉課
事業対象	新生児、乳児、産婦及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	<p>新生児期に訪問することで、新生児や産婦の健康相談、助産師による初産婦や専門的なアドバイスが必要な方への対応を行い、また、ブックスタートとして絵本を配布し、赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあうことの大切さや育児情報の提供、育児不安の解消を図るといった育児の支援体制の基盤づくりをする。</p> <p>妊娠届、出生連絡票、転入アコーダーより対象者を把握し保健師による全数訪問を実施するとともに、訪問の際に要保護の児童の早期発見、世帯のフォローを行う。</p>		

事業番号・事業名	46 母子健康手帳交付	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦		
事業概要・ 今後の取り組み	妊婦・出産・育児に関する一貫した健康の記録をすることで、母子の健康管理に努める。また、必要に応じて保健指導を実施する。		

事業番号・事業名	47 妊婦健康診査・産後健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦、産婦		
事業概要・ 今後の取り組み	<p>妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理と胎児の発育状態を支援するために医療機関に委託し、妊娠中の14回分を公費負担により健康診査を実施している。</p> <p>また、産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施した場合の補助を行う。</p>		

事業番号・事業名	48 妊婦訪問	担当課	健康福祉課
事業対象	訪問の必要な妊婦		
事業概要・ 今後の取り組み	妊娠中におこりやすい異常の早期発見と予防や胎児の順調な発育と正常な出産に向けて、妊婦の日常生活全般にわたる保健指導と精神的支援を行う。		

事業番号・事業名	49 4か月児健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	4か月児及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・保健師・看護師・栄養士により身体計測、診察、発育・発達等乳児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、育児上のポイントを保護者と確認できる機会とし、安心して子育てができるように支援する。		

事業番号・事業名	50 8～9か月児健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	8～9か月児及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・保健師・看護師・栄養士により身体計測、診察、発育・発達等乳児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、育児上のポイントを保護者と確認できる機会とし、安心して子育てができるように支援する。		

事業番号・事業名	51 1歳6か月児健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	1歳6か月児及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・栄養士・心理判定員・看護師により身体計測、診察、口腔内の観察、発育・発達等幼児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、育児上のポイントを保護者と確認できる機会とし、安心して子育てができるように支援する。		

事業番号・事業名	52 3歳児健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	3歳児及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・栄養士・心理判定員・看護師により、身体計測、診察、口腔内の観察、発育・発達等幼児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、育児上のポイントを保護者と確認できる機会とし、安心して子育てができるように支援する。		

事業番号・事業名	53 3歳児視聴覚検診	担当課	健康福祉課
事業対象	3歳児健康診査対象者		
事業概要・ 今後の取り組み	家庭で視聴覚検査アンケートを実施し、アンケートを元に委託機関がスクリーニング及び言語療法士、機能訓練士による2次検査を実施し、異常の早期発見、早期治療へつなげる。		

事業番号・事業名	54 乳幼児歯科健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	1歳、2歳、2歳6か月、事後指導が必要な児及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、歯科医師、歯科衛生士により口腔内の状態の観察や予防処置を実施し、保護者とう歯の予防と口腔衛生のポイントを確認する。また、必要に応じて保健指導を実施する。		

事業番号・事業名	55 乳幼児精密検査	担当課	健康福祉課
事業対象	各乳幼児健診にて精密検査対象児		
事業概要・ 今後の取り組み	医師により何らかの疾病が疑われ、精密検査が必要と判断された乳幼児に対し、精密健康診査受診券を発行し、早期発見・早期治療を目的に委託医療機関で精密健康診査を実施する（ただし、小児医療費助成対象者0～6歳未満においては医療機関の紹介のみ）。		

事業番号・事業名	56 4・5歳児尿検査 (腎臓病・糖尿病)	担当課	健康福祉課
事業対象	就学前の4・5歳児		
事業概要・ 今後の取り組み	腎疾患の予防と早期発見のために尿検査を実施。事業対象を3歳児まで拡大することを検討する。		

事業番号・事業名	57 予防接種	担当課	健康福祉課
事業対象	接種対象年齢児		
事業概要・ 今後の取り組み	感染症に対する免疫を確保し、疾病の発生及び流行を予防するため、法律に基づき予防接種を行う。		

事業番号・事業名	58 乳幼児経過健康診査	担当課	健康福祉課
事業対象	各乳幼児健診受診後の乳幼児		
事業概要・ 今後の取り組み	乳幼児健康診査等により発育や発達に関して、要経過観察と判断された乳幼児に対して、医師等による経過健診及び相談事業等を行い、適切な指導や育児支援を行う。		

事業番号・事業名	59 ようこそ赤ちゃん教室	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦とその家族		
事業概要・ 今後の取り組み	母親の心理面・精神面を重視し、同時に母親同士の仲間づくりの機会とし、健全な母性育成に努める。父親の育児参加をすすめ、沐浴等具体的な方法を伝えることで家族そろって子育てができるよう支援する。		

事業番号・事業名	60 育児セミナー	担当課	健康福祉課
事業対象	概ね生後1歳までの乳児と保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	育児及び離乳食等の相談・指導を行い、健全な母子の育成に努める。子どもを持つ親同士の情報交換や友達作りの場となるよう支援していく。		

事業番号・事業名	61 親子教室（汽車ポップ教室）	担当課	健康福祉課
事業対象	保育園・幼稚園入園前の幼児と保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	集団遊びを通じて子どもと保護者の関わりや参加者同士が交流を図り、育児の楽しさ、不安や悩みを共有でき、必要時には育児に関するアドバイスをを行い保護者が孤立しないように支援する。また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等での言葉の遅れや生活習慣上の問題を持つ子どもを対象に、健全な発育を促すために集団遊びの機会を与えるとともに、保護者に対し、適切な育児態度を身につけることができるように支援する。		

事業番号・事業名	62 生き生き健康相談	担当課	健康福祉課
事業対象	乳幼児から成人		
事業概要・ 今後の取り組み	保健師、栄養士が予約制で健康と栄養の個別相談を行う。 乳幼児：離乳食や幼児食、子育てについての個別相談 成人：血圧測定・体脂肪測定、健康相談・栄養相談を行い生活習慣の改善をサポート		

事業番号・事業名	63 保健事業年間カレンダーの作成	担当課	健康福祉課
事業対象	-		
事業概要・ 今後の取り組み	母子保健事業の年間計画を掲載した健康づくりカレンダーを毎年作成、各戸へ配布し、また、町HPにも掲載する。あらかじめお知らせすることにより事業へ計画的に参加してもらうように努める。		

事業番号・事業名	64 受動喫煙防止の普及啓発	担当課	健康福祉課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	妊娠届出時をはじめ、母子保健事業等の様々な機会に喫煙や受動喫煙防止に関する情報提供を行い、また、ようこそ赤ちゃん教室内でも説明する場を設けて啓発活動も行い、禁煙の取り組みを支援することにより事業の推進に努める。		

事業番号・事業名	65 マタニティ・サポート119	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦		
事業概要・ 今後の取り組み	町内に産科を備えた病院がないため、妊婦やその家族の不安を少しでも解消することを目的とし、出産時の入院に際して、搬送に必要な設備を備えた専用の車両を出動させ出産予定病院まで搬送する。		

(2) 食育の推進

事業番号・事業名	66 親子料理教室ほか	担当課	教育課
事業対象	小学生とその保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	夏休み子どもフェスティバルの1つとして「親子料理教室」を開催し、低学年を参加対象としていることで、低学年のうちから料理や食育に興味を持ってもらうことができる。また、保護者と一緒に料理することで保護者とのコミュニケーションをとる場を設けることができている。		

事業番号・事業名	67 学校給食の推進	担当課	教育課
事業対象	小学生		
事業概要・ 今後の取り組み	児童の発育や健康のもととなる学校給食については、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導を推進するとともに、栄養バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等学校給食の充実に努める。		

(3) 思春期保健対策の充実

事業番号・事業名	68 依頼に応じた健康教育	担当課	健康福祉課
事業対象	一般		
事業概要・ 今後の取り組み	団体や各関係機関より母子の健康に関する知識普及のため、依頼に応じて教育を実施する。		

事業番号・事業名	69 ふれあい体験セミナー	担当課	健康福祉課
事業対象	中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	思春期の男女に対して、乳幼児とふれあい、生命の尊さや人を思いやる心を養う機会とし、健全な育成を目標とするもので、より多くの参加者が見込める様な運営方法を検討していく。		

事業番号・事業名	(15) 心の教室相談(再掲)	担当課	教育課
事業対象	小学校児童・中学校生徒及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	児童・生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供する必要があることから、児童・生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携の支援、その他学校の教育活動の支援をする。		

(4) 小児医療体制の充実

事業番号・事業名	70 医療体制の充実	担当課	診療所・健康福祉課
事業対象	新生児、乳児産婦及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	医師会や関係機関との協力体制の強化を図る。		

事業番号・事業名	71 小児医療費助成事業	担当課	健康福祉課
事業対象	中学校以下の児童		
事業概要・ 今後の取り組み	中学校卒業までの児童が医療機関にかかった場合の医療費を助成する（所得制限なし）。		

事業番号・事業名	72 児童インフルエンザ予防接種費助成	担当課	健康福祉課
事業対象	小学校・中学校の児童を持つ保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	重症化の恐れのあるインフルエンザの予防接種を促進するため、その接種にかかる費用全額を助成する。		

基本目標3：子どもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

◆ 基本施策 ◆

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- (5) 地域の活性化（次代の親・子どもへの良い影響）

(1) 次代の親の育成

事業番号・事業名	(15) 心の教室相談（再掲）	担当課	教育課
事業対象	小学校児童・中学校生徒及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	児童・生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供する必要があることから、児童・生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携の支援、その他学校の教育活動の支援をする。		

事業番号・事業名	(69) ふれあい体験セミナー（再掲）	担当課	健康福祉課
事業対象	中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	思春期の男女に対して、乳幼児とふれあい、生命の尊さや人を思いやる心を養う機会とし、健全な育成を目標とするもので、より多くの参加者が見込める様な運営方法を検討していく。		

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業番号・事業名	73 国際理解教育事業	担当課	教育課
事業対象	小中学校		
事業概要・ 今後の取り組み	英語を母国語とする外国人を英語授業の助手として登用。中学生を対象にした英会話体験。小学校における英会話学習による国際理解教育の推進。英語検定料助成による英語力向上の推進を図っている。		

事業番号・事業名	74 中学生グローバル人材育成事業	担当課	教育課
事業対象	中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	国内の語学研修施設に中学生を派遣する中学生グローバル人材育成事業を実施している。施設内で用意されたカリキュラムに則った研修に参加。		

(3) 家庭や地域の教育力の向上

事業番号・事業名	75 子育て学級	担当課	教育課
事業対象	就学前の児童の保護者、祖父母、一般町民		
事業概要・ 今後の取り組み	子育て支援及び子育て世代の交流・情報交換の場としての学習機会や親子で参加できる体験学習の場を提供し、豊かな心を持った子に育てるための方策を考える。		

事業番号・事業名	76 託児ボランティア	担当課	教育課
事業対象	概ね2歳～就学前の幼児		
事業概要・ 今後の取り組み	子育て期にある保護者が各種学習活動に参加できるよう託児をする。		

事業番号・事業名	77 湯河原町浄水センター施設 見学会	担当課	まちづくり課
事業対象	一般		
事業概要・ 今後の取り組み	湯河原町浄水センター施設見学、下水道関連DVD鑑賞をとおり、下水道に関する理解を深める。		

事業番号・事業名	78 ふれあいスポーツ大会	担当課	健康福祉課
事業対象	高齢者・障がい者・保育園児・幼稚園児		
事業概要・ 今後の取り組み	高齢者、障がい者、保育園、幼稚園児の参加により健康増進及び異世代間交流を目的にスポーツ大会を実施。		

事業番号・事業名	79 ブックスタート事業	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	乳幼児		
事業概要・ 今後の取り組み	こんにちは赤ちゃん訪問の際に、読み聞かせしやすい絵本を贈呈し、本を紹介してゆっくりふれあうひとときを持つきっかけ作りをする。また、乳幼児の健診の際に、まなづる図書館の職員が保護者へ読む本の選び方の相談、助言を行っている。		

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業番号・事業名	80 環境浄化活動の促進	担当課	教育課
事業対象	就学前の児童の保護者、祖父母、一般町民		
事業概要・ 今後の取り組み	青少年指導員等と連携をとり、街頭浄化活動を行い、有害図書が児童の目にふれないようにしている。		

(5) 地域の活性化（次代の親・子どもへの良い影響）

事業番号・事業名	81 コミュニティバスの運行	担当課	まちづくり課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	利便性の向上により、人の往来を活発にし、まちの活性化を図り、交通弱者になりやすい高齢者・障がい者・妊婦の方々等の外出に抵抗をなくす。		

基本目標4:子育てを支援する生活環境の整備

◆ 基本施策 ◆

- (1) 良質な住宅や良好な居住環境の確保
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できるまちづくり

(1) 良質な住宅や良好な居住環境の確保

事業番号・事業名	82 空地・空家情報提供	担当課	まちづくり課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	定住者の増加、地域の活性化及び防犯・防災の促進を目的とし、空地・空家情報の把握を行う。		

(2) 安全な道路交通環境の整備

事業番号・事業名	83 通学路安全点検	担当課	総務課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	小学校、交通安全母の会が主体となり、通学路の安全性を確認、横断歩道の設置要望等を行う。		

事業番号・事業名	84 交通安全施設の整備	担当課	まちづくり課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	カーブミラーの適切な設置、てすり、転落防止柵、ガードレール設置を推進する。通学路安全点検結果やその他要望に対応。必要な場合には、道路整備全体を考慮して対応している。		

(3) 安心して外出できるまちづくり

事業番号・事業名	85 子育て世帯にやさしい施設整備	担当課	健康福祉課
事業対象	保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	公共施設においてベビーベッドやベビーチェアの設置を促進し、子育て世帯にも安心して利用できる施設の整備に努める。		

事業番号・事業名	86 マタニティマークの普及	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦		
事業概要・ 今後の取り組み	妊婦の方が公共交通機関等の利用で困らないよう、母子手帳の交付時にマタニティマークを配布し、また、マークを周知するポスターの啓発活動を行っている。		

事業番号・事業名	(81) コミュニティバスの運行 (再掲)	担当課	まちづくり課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	利便性の向上により、人の往来を活発にし、まちの活性化を図り、交通弱者になりやすい高齢者・障がい者・妊婦の方々等の外出に抵抗をなくす。		

基本目標5：職業生活と家庭生活の両立の推進

◆ 基本施策 ◆

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

事業番号・事業名	87 男女共同参画の推進	担当課	企画調整課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	真鶴町にあった真鶴町男女共同参画プランを策定します。男女共同参画に関するチラシは町施設等に配架し、普及・広報を行い啓発する。		

(2) 仕事と子育ての両立の推進

事業番号・事業名	(59) ようこそ赤ちゃん教室(再掲)	担当課	健康福祉課
事業対象	妊婦とその家族		
事業概要・ 今後の取り組み	母親の心理面・精神面を重視し、同時に母親同士の仲間づくりの機会とし、健全な母性育成に努める。父親の育児参加をすすめ、沐浴等具体的な方法を伝えることで家族そろって子育てができるよう支援する。		

基本目標6:子ども等の安全の確保

◆ 基本施策 ◆

- (1) 子どもの不慮の事故防止活動の推進
- (2) 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進
- (3) 子どもの防災等の推進
- (4) 被害にあった子どもの保護の推進

(1) 子どもの不慮の事故防止活動の推進

事業番号・事業名	88 交通安全教室	担当課	総務課
事業対象	小学校1年生		
事業概要・ 今後の取り組み	小学校1年生を対象に真鶴町交通指導隊、小田原警察署員等を指導員として道路の安全な横断の仕方等を身に付けさせる。		

事業番号・事業名	89 交通安全教室	担当課	総務課
事業対象	保育園児・幼稚園児		
事業概要・ 今後の取り組み	交通安全母の会主催で保育園児に対し、寸劇等を通して交通安全に関する教室を開催する。		

事業番号・事業名	90 交通安全ポスターコンクール	担当課	総務課
事業対象	小学校5年生		
事業概要・ 今後の取り組み	交通安全ポスターの作成を通して、交通安全の意識をはぐくむ。		

事業番号・事業名	91 春・秋交通安全週間街頭指導	担当課	総務課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	春・秋の交通安全週間に合わせて、通学路の要所に小田原交通安全協会真鶴支部役員、役場職員等を配置して実施する。		

(2) 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進

事業番号・事業名	92 夏季・冬季愛護パトロール	担当課	教育課
事業対象	—		
事業概要・今後の取り組み	夏休み、冬休み期間中の午後4時ごろから、青少年指導員、各校PTA、民生児童委員等の協力により町内を巡回パトロール。		

事業番号・事業名	93 安全安心メール	担当課	総務課・教育課
事業対象	—		
事業概要・今後の取り組み	不審者情報等の提供により子どもたちの見守り体制を強化する。今後、町内での発生時の対応を強化させていく。		

事業番号・事業名	94 自主防犯活動の促進	担当課	総務課
事業対象	—		
事業概要・今後の取り組み	自治会の方が防犯活動に参加することにより、自治意識を高め、地域の防犯を強化させる。		

(3) 子どもの防災等の推進

事業番号・事業名	95 少年少女消防教育	担当課	総務課
事業対象	小学校3年生から6年生		
事業概要・今後の取り組み	神奈川県消防学校主催の少年少女消防教育に参加。防火防災に関する知識を身につけさせるとともに、地域や家庭において火災の予防を行える少年少女を育成する。		

(4) 被害にあった子どもの保護の推進

現在個々の事業としては挙げられていませんが、他の事業とも連携を取り継続検討していきます。

基本目標7:要保護児童への対応等

◆ 基本施策 ◆

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業番号・事業名	(12) 子どもに関する相談(再掲)	担当課	健康福祉課
事業対象	18歳未満の児童の保護者または児童本人		
事業概要・ 今後の取り組み	18歳未満の子どもに関する相談を随時受ける。必要に応じて専門の相談機関の紹介をする。		

事業番号・事業名	96 要保護児童対策地域協議会	担当課	健康福祉課・教育課、 各関係機関
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	複雑多様化している虐待、ネグレクト等の児童問題に対応していくために、真鶴町の関係機関の連携をさらに強化し、また、児童相談所、保健福祉事務所、警察署等とも連携し子どもの人権擁護と生命の維持、問題の発生予防、早期発見、児童の保護及び自立に至る一貫した支援の充実・強化を図る。		

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

事業番号・事業名	97 ひとり親家庭等医療費助成事業	担当課	健康福祉課
事業対象	18歳以下の児童とその母(または父)		
事業概要・ 今後の取り組み	ひとり親家庭の母子等に対し、児童が18歳になる年度末まで(中程度以上の障がいがある場合または高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで)医療費を助成する。		

事業番号・事業名	98 児童扶養手当の支給	担当課	健康福祉課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	離婚等の理由により父又は母と生計を同一にしていない高校生以下児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を目的とし手当を支給する（所得制限有り）。		

（3）障がい児施策の充実

事業番号・事業名	99 教育支援委員会	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	障がいのある小中学生		
事業概要・ 今後の取り組み	障がいのある児童に対し、適切な就学指導、一貫した相談支援体制等を推進する。		

事業番号・事業名	100 保育所・幼稚園幼児保育相談員	担当課	健康福祉課・教育課
事業対象	保育所入所及び幼稚園入園中の児童とその保護者や従事する保育士・幼稚園教諭		
事業概要・ 今後の取り組み	集団保育において困難のある保育所・幼稚園在籍児童への対応のため、町内保育所保育士・町内幼稚園教諭や保護者の相談にあたることを目的として幼児保育相談員が各保育園・幼稚園を1月に1回ずつ巡回する。		

事業番号・事業名	101 在宅心身障害児地域訓練会 (巡回リハビリテーション)	担当課	健康福祉課
事業対象	知的障がい、肢体不自由等の障がいのある在宅心身障がい児及びその保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	在宅心身障がい児に対する療育指導體制の充実を図るため、児童に対して基本的な生活訓練等と指導を保護者に対しては対象児の正しい理解と養育指導等を行う（理学療法士、言語療法士、心理判定員、ケースワーカー、医師、看護師）。		

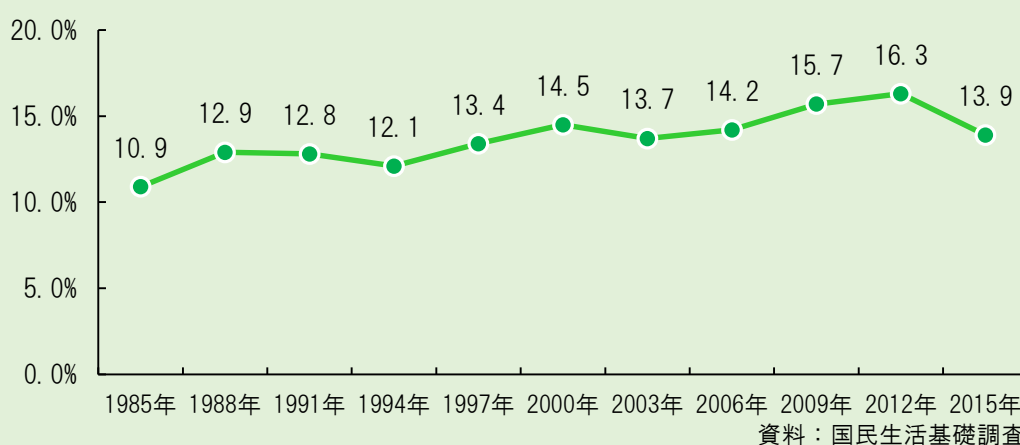
事業番号・事業名	102 特別児童扶養手当の支給	担当課	健康福祉課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	身体または精神に障がいのある20歳未満児童を監護養育する保護者を対象に手当を支給する（所得制限有り）。		

(4) 子どもの貧困対策の推進〔真鶴町子どもの貧困対策計画〕

◆背景と趣旨◆

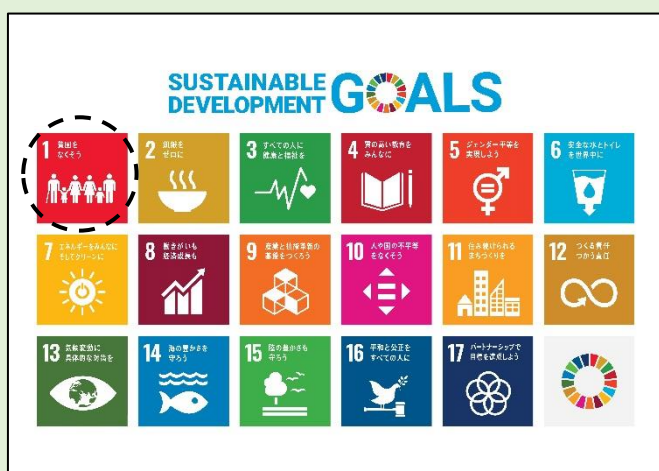
国ではこれまで、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行（令和元年6月改正）したほか、「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策を推進してきました。しかし、平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、およそ7人に1人の子どもが貧困状態にあります。

【参考】我が国の子どもの貧困率の推移



子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われており、子ども達が生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組むことができるよう支援していく必要があります。

平成31年3月に策定した、本町のまちづくりの方向性を示すものである「真鶴町ランドデザイン」ではSDGsを視点として持ち合わせるとしています。SDGsの17ある目標の一つである「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」の達成を視野に入れながら、子どもたちの笑顔のため、本町においても子どもの貧困対策を推進していきます。



事業番号・事業名	(15) 心の教室相談 (再掲)	担当課	教育課
事業対象	小学校児童・中学校生徒及び保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	児童・生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供する必要があることから、児童・生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携の支援、その他学校の教育活動の支援をする。		

事業番号・事業名	(18) 児童手当 (再掲)	担当課	健康福祉課
事業対象	中学校3年生までの児童を養育している保護者		
事業概要・ 今後の取り組み	中学校3年生までの児童を養育している世帯の保護者に対し、受給資格のある保護者がもれなく申請・届出するよう広報等により制度の周知に努める。		

事業番号・事業名	(24) まなづるっ子サポート連絡会議 (再掲)	担当課	教育課・健康福祉課
事業対象	就学前の幼児から中学生まで		
事業概要・ 今後の取り組み	問題を抱えた子どもたちの支援のため、幼稚園、保育園、小中学校等関係機関の連携を図る。		

事業番号・事業名	(97) ひとり親家庭等医療費助成事業 (再掲)	担当課	健康福祉課
事業対象	18歳以下の児童とその母 (または父)		
事業概要・ 今後の取り組み	ひとり親家庭の母子等に対し、児童が18歳になる年度末まで (中程度以上の障がいがある場合または高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで) 医療費を助成する。		

事業番号・事業名	(98) 児童扶養手当の支給 (再掲)	担当課	健康福祉課
事業対象	—		
事業概要・ 今後の取り組み	離婚等の理由により父又は母と生計を同一にしていない高校生以下児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を目的とし手当を支給します。(所得制限有り)		

第4章 数値目標及び確保方策について

1 節 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、町内全域を1区域として、教育・保育の提供区域を設定します。

2 節 教育・保育事業の数値目標と確保方策

1. 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	22	22	20	22	20
確保方策	36	36	36	36	36
特定教育・保育施設	36	36	36	36	36
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

◆確保方策の考え方◆

○1号認定の定員数については、令和元年度現在36名の提供体制があり、令和2年度からの5年間の見込み量に対して、十分に提供量が確保できる見通しとなっています。

2. 2号認定（3歳以上保育の必要あり）

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	55	54	49	55	51
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	13	13	11	13	12
上記以外	42	41	38	42	39
確保方策	70	70	70	70	70
特定教育・保育施設	70	70	70	70	70
認可外保育施設	0	0	0	0	0

◆確保方策の考え方◆

○2号認定の定員数については、令和元年度現在70名の提供体制があり、令和2年度からの5年間の見込み量に対して、十分に提供量が確保できる見通しとなっています。

3. 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

< 0歳 >

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	6	5	5	5	5
確保方策	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

< 1・2歳 >

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（必要利用定員総数）	24	22	21	20	19
確保方策	29	29	29	29	29
特定教育・保育施設	29	29	29	29	29
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

◆確保方策の考え方◆

○3号認定の定員数については、令和元年度現在35名の提供体制があり、令和2年度からの5年間の見込み量に対して、十分に提供量が確保できる見通しとなっています。

○地域型保育事業（小規模保育事業等）については、現在のところ考えておりませんが、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

4. 0～2歳児童の保育利用率

（単位：人、％）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
推計児童人口（0～2歳）	86	78	75	72	69
保育所入所児童数（量の見込み）	35	35	35	35	35
保育利用率	40.7	44.9	46.7	48.6	50.7

○計画期間における0～2歳児童の保育利用率は、現状の保育所等の入所状況を考慮して設定しました。

3節 地域子ども・子育て支援事業の数値目標と確保方策

1. 時間外保育事業（延長保育事業）

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	12	11	11	11	10
確保方策	—	—	—	—	—

◆確保方策の考え方◆

○計画期間中の当事業の実施は見込まず、ニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	36	36	36	33	33
小学1年生（6歳）	8	7	7	4	7
小学2年生（7歳）	6	8	7	7	4
小学3年生（8歳）	7	6	8	7	7
小学4年生（9歳）	5	5	4	6	5
小学5年生（10歳）	5	5	5	4	6
小学6年生（11歳）	5	5	5	5	4
確保方策	37	37	37	37	37
確保方策（か所数）	1	1	1	1	1

◆確保方策の考え方◆

○令和元年度は、ニーズ調査を基に夏休み期間に高学年の受け入れを実施しました。令和2年度から、高学年の通年での受け入れを実施していきます。

3. 放課後子ども教室

（単位：か所）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保方策	1	1	1	1	1

◆確保方策の考え方◆

○放課後子どもいきいきクラブとして実施しており、小学校全学年を対象として毎週月・水・金曜に公民館や図書館を中心に、土曜教室は小学6年生を対象に毎週土曜日に公民館を中心に実施していきます。放課後児童クラブとも必要に応じて情報共有するなど、連携を図ります。

新・放課後子ども総合プランへの対応

○ 学童保育の令和6年度に達成されるべき目標事業量

第4章 第3節 2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（59ページ）に記載

○ 一体型の学童保育及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

現在、学童保育は小学校内で、放課後子ども教室は公民館を中心に実施していますが、メニューにより、同一の小学校内で実施することがあります。放課後子ども教室の実施方法や回数について検討を進めていきます。

○ 放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画

第4章 第3節 3. 放課後子ども教室（59ページ）に記載

○ 学童保育及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

現在、学童保育は小学校内で、放課後子ども教室は公民館を中心に実施していますが、メニューにより、同一の小学校内で実施することがあります。相互の連携・協力体制についての検討を図っていきます

○ 学童保育及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後子ども教室の運営委員会に福祉部局の職員が出席する等の連携を行っておりますが、引き続き関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取組みます。

○ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第一に、配慮を要する児童への対応を含めた支援方法などに関する研修や受入れの体制確保に努めます。また、対応できる人材の確保に努めます。

○ 地域の実状に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

今後も利用者ニーズの把握に努めながら、開所時間について検討していきます。

○ 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性及び創造性の向上等を図り、子どもの健全育成と環境づくりを進めていきます。

○ 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進し、関係機関等と継続的に情報共有できる体制づくりに努めます。

4. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

（単位：人回／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	119	108	104	100	96
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

◆確保方策の考え方◆

○地域子育て支援拠点事業に準ずる事業として、子育てサロン（まなっこひろば）を実施しており、今後も利用状況及びニーズを把握しながら、継続して提供します。

5. 一時預かり事業

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,821	1,781	1,623	1,801	1,662
確保方策	1,821	1,781	1,623	1,801	1,662

◆確保方策の考え方◆

○令和2年度から、ひなづる幼稚園在園児を対象として実施します。今後、量の見込み等の数値を精査します。

イ 保育所その他の場所での一時預かり

（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,210	1,142	1,068	1,108	1,040
確保方策	—	—	—	—	—
一時預かり事業	—	—	—	—	—
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—

◆確保方策の考え方◆

○令和元年度現在未実施ですが、育児支援サービスを行うまなづる協力隊「まなサポ」と連携を図り、ニーズに対応していきます。

6. 病児・病後児保育事業

(単位：人日／年)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	100	95	88	92	86
確保方策	—	—	—	—	—
病児保育事業	—	—	—	—	—
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—

◆確保方策の考え方◆

○計画期間中の当事業の実施は見込まず、ニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

(単位：人日／年)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	—	—	—	—	—

◆確保方策の考え方◆

○令和元年度現在未実施ですが、ニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

8. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位：人日／年)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	—	—	—	—	—

◆確保方策の考え方◆

○令和元年度現在、未実施ですが、ニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

9. 利用者支援事業

(単位：か所)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	—	—	—	—	—
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	—	—	—	—	—

◆確保方策の考え方◆

○令和元年度現在未実施ですが、ニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

10. 妊婦健康診査

(単位：人)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	336	322	308	294	280
確保方策	実施場所	医療機関			
	実施体制	委託			
	検査項目	県内統一検査項目			
	実施時期	随時			

◆確保方策の考え方◆

○妊娠中の14回分を公費負担により健康診査を実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

11. 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		25	24	23	22	21
確保 方策	実施体制	4	4	4	4	4
	実施機関	町	町	町	町	町
	委託団体	—	—	—	—	—

◆確保方策の考え方◆

○今後も子育て家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

12. 養育支援訪問事業

(単位：人)

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		12	11	10	10	10
確保 方策	実施体制	4	4	4	4	4
	実施機関	町	町	町	町	町
	委託団体	—				

◆確保方策の考え方◆

○今後も養育支援の必要な家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などの実費徴収分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

○実費徴収分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助等を検討します。

14. 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

○今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

4節 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所には、すべての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援が求められます。

幼児期の教育・保育は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前まで、教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携をしています。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、利用者ニーズや施設・設備等の状況を踏まえて、検討を行っていきます。

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。本町では、満3歳以降も引き続き保育所において切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していくものとしませんが、今後は、地域型保育事業者の参入についても視野に入れながら、情報共有と連携支援の充実を図ります。

5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ神奈川県による立ち入り調査等にも同行するなど、神奈川県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

6節 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援を行います。

第5章 計画の推進について

1 節 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所（園）、幼稚園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

2 節 計画の進行管理

本計画の推進については、実効性を高めるため、真鶴町子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設ける等、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

また、計画に基づく事業の実施状況や評価については、町の広報やホームページ等を活用し広く町民に公表していきます。

1 節 真鶴町子ども・子育て会議設置要綱

【真鶴町子ども・子育て会議運営規則】

平成25年10月15日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定により、真鶴町附属機関の設置に関する条例(平成12年真鶴町条例第4号)に規定する、真鶴町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 真鶴町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による町民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が特に必要があると認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2節 委員名簿

No	該当号	選出母体	役職	氏名	備考
1	1	公募町民		刀称 由美子	
2	2	ひなづる幼稚園	保護者代表 (PTA会長)	向笠 由紀	
3	4	民生委員児童委員協議会		青木 和美	
4	3	真鶴町託児ボランティアの会		遠藤 雅子	
5	4	真鶴キッズ倶楽部	主事	平井 泰行	
6	4	真鶴町社会福祉協議会	事務局長	松永 亮	
7	4	保健推進委員		古谷 弘美	
8	4	石田保育園	園長	石田 かおり	
9	4	ひなづる幼稚園	教諭	櫻井 ゆか	
10	4	貴船愛児園	主任保育士	杉村 多江子	
11	5	学識経験者	欠員	—	
12	6	福祉関係行政職員	真鶴町健康福祉課長	上甲 新太郎	
13	6	教育関係行政職員	真鶴町教育委員会	後藤 由多加	

3節 策定経過

時期	詳細
平成31年2月25日～ 平成31年3月11日	第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査
平成31年3月20日	第8回 真鶴町子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について ・平成30年度における特定教育・保育施設に係る利用定員の協議について
令和元年8月7日	第9回 真鶴町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画に係る点検・評価について ・第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について ・第2期子ども・子育て支援事業計画策定について ・幼児教育・保育の無償化について ・令和元年度における特定教育・保育施設に係る利用定員の協議について
令和2年2月25日～ 令和2年3月13日	パブリックコメント
令和2年3月11日～ 令和2年3月18日	第10回 真鶴町子ども・子育て会議 ※書面開催 ・第2期真鶴町子ども・子育て支援事業計画の策定について

第2期真鶴町子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

発行：真鶴町 健康福祉課

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の1
TEL：0465-68-1131 FAX：0465-68-5119